

八戸市災害時公共交通行動指針 (案)

目 次

1. 総則	1
(1) 行動指針の目的	1
(2) 行動指針を適用する災害・被害	1
(3) 行動指針を適用する時期	2
(4) 行動指針を適用する地域	2
(5) 行動指針を適用する主体	2
(6) 行動指針を適用する主体の役割	3
(7) 行動指針を適用する側面	4
(8) 行動指針を適用する判断と運用の体制	4
2. 方針	6
(1) 行動指針の基本方針	6
(2) 時期別の基本方針	6
3. 連携・連絡行動指針	8
(1) 行動指針の構成	8
(2) 災害発生により想定される場面	9
(3) 災害発生直後の連携のための初動体制確立のポイント	10
(4) 公共交通の運行や情報の対応フロー及び連携対応表	11

1. 総則

(1) 行動指針の目的

大規模災害時において、交通事業者（バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者）や公共交通の運行に係る関係機関（行政関係者、道路管理者、交通管理者）が相互に連携・協力し、迅速かつ臨機応変に公共交通サービスを提供する仕組みを構築するとともに、各々の被害状況、復旧見通し、暫定ダイヤ等について総合的に情報共有し、市民の混乱を防ぎながら、移動手段を確保するために定期的な情報発信を行う仕組みを構築する。

もって、災害に強い公共交通システムを構築することを目的とする。

※留意事項

- 上位計画の八戸市地域防災計画の東日本大震災を踏まえた見直しは来年度に予定する
- 東日本大震災クラスの大規模災害も対応できる行動指針とする
- 津波浸水エリアは青森県海岸津波対策検討会が平成24年10月にまとめた津波浸水予想図を基本とする

(2) 行動指針を適用する災害・被害

本行動指針は、以下のような災害もしくは被害が発生した場合にその適用を判断する。

①災害の種類・規模

【地震】

- ・震度6弱以上を観測
- ・震度5弱、5強を観測し、大規模な被害が発生（発生するおそれ）
- ・大津波警報、津波警報が発表
- ・地震、津波により大規模な被害が発生

【風水害等】

- ・災害が広域にわたり発生（発生しつつある）
- ・相当規模の災害が発生（発生しつつある）
 - 台風、高潮、集中豪雨等異常降雨、豪雪による災害
 - 海上、航空、鉄道、道路、危険物等の大規模な火事、大規模な林野火災による災害
 - その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

②被害の場面

【地震】

- ・主要バス路線となっている幹線道路網や鉄道が寸断（橋梁破損、土砂崩れ、建物倒壊、支障物流入）
- ・地震、津波により市街地の一部が消失するなど面的な被害が発生
- ・大量の避難者または帰宅困難者が発生
- ・被災により運行資源（車両、乗務員、燃料等）に不足が生じた場合など

【風水害等】

- ・主要バス路線となっている幹線道路網寸断（橋梁破損、土砂崩れ、建物倒壊、支障物流入）
- ・河川氾濫により市街地の一部が面的に浸水
- ・石油コンビナートの屋外タンク爆発等により道路や鉄道が通行不能
- ・局所的な集中豪雨による冠水や落雷による停電等 など

【その他】

- ・情報通信ネットワークが寸断
- ・住民や観光客からの情報提供の問合せが殺到
- ・事業者や行政が単独では対応が困難 など

(3) 行動指針を適用する時期

本行動指針の適用時期は、発災前の「平常時（事前の備え）」から発災直後の「緊急対応期」、発災からある程度時間が経過した「応急期」及び「復旧期」とする。



(4) 行動指針を適用する地域

本行動指針を適用する地域は、八戸市内を基本とする。ただし、広域的な運行情報について、対応が可能な範囲で収集・発信に努める。

(5) 行動指針を適用する主体

本行動指針を適用する主体は、八戸市内の公共交通の運行に係る交通事業者、行政関係者、道路管理者、交通管理者、運行情報発信拠点とする。

①交通事業者

- ・八戸市営バス、南部バス株式会社、十和田観光電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、八戸市タクシー協会の加盟企業

②行政関係者

- ・八戸市 都市政策課

③道路管理者

- ・国道管理者（国土交通省八戸国道出張所）、県道管理者（青森県三八地域県民局地域整備部道路施設課）、市道管理者（八戸市道路維持課）

④交通管理者

- ・八戸警察署

⑤運行情報発信拠点

- ・八戸市役所（1階市民ホール等を想定）、中心市街地（はっち、モビセン等を想定）、八戸駅（総合観光プラザ、乗継案内、市民SC等を想定）

(6) 行動指針を適用する主体の役割

適用対象主体		地域防災計画上の役割	行動指針における重点的な役割	具体的な行動内容
バス事業者	八戸市営バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バス緊急輸送の確保 ・バス運行路線の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた緊急的及び臨時的な市内の無償輸送 ・市内の必要区間の輸送確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行止め区間や鉄道の代替路線の運行 ・緊急的及び臨時的な無償運行 ・バス運行情報の情報収集・発信・共有 ・車両や人員の融通 ・関係機関との協議
	南部バス（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・バス運行状況の情報の収集・伝達 ・緊急輸送車両の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた緊急的及び臨時的な市内及び市外の無償輸送の補助 ・需要に応じた緊急的及び臨時的な市内及び市外の有償輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急的及び臨時的な無償運行 ・仮設住宅への移行に伴う有償運行 ・バス運行情報の情報収集・発信・共有 ・車両や人員の融通 ・関係機関との協議
	十和田観光電鉄（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送に要する資機材及び燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内及び市外との広域的な輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地への移動のためのターミナルとの接続運行 ・バス運行情報の情報収集・発信・共有 ・車両や人員の融通 ・関係機関との協議
鉄道事業者	東日本旅客鉄道（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・応急資材の確保 ・災害警備体制の確保 ・列車運転の安全と輸送の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の必要区間の輸送確保 ・市内と県外の広域的な輸送確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道、駅舎等被災時の代替バスの運行依頼 ・鉄道運行情報の情報収集・発信・共有 ・関係機関との協議
	青い森鉄道（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・列車運転状況の情報の収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内と市外の広域的な輸送確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道、駅舎等被災時の代替バスの運行依頼 ・鉄道運行情報の情報収集・発信・共有 ・都市政策課への報告 ・関係機関との協議

適用対象主体	地域防災計画上の役割	行動指針における重点的な役割	具体的な行動内容
タクシー事業者	・災害時における輸送等の協力	・需要に応じた緊急的及び臨時的な市内の無償及び有償輸送の補助	・緊急的及び臨時的な無償運行 ・仮設住宅への移行に伴う有償運行 ・関係機関との協議
道路管理者	・道路の維持、管理及び交通確保 ・道路の被害状況の情報の収集・伝達	・市内の必要区間の輸送確保	・道路状況の情報収集・発信・共有 ・関係機関との協議
交通管理者	・災害時の交通規制	・交通規制の実施	・都市政策課への報告 ・関係機関との協議
行政関係者	・災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告 ・災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関すること ・旅客輸送関係の被害調査 ・バスや鉄道の運行状況の広報	・関係機関との協議・調整 ・関係機関の連携対応の判断・主導	・関係機関の招集 ・関係機関からの情報の一元化 ・一元化情報を関係機関へ発信 ・利用者への情報提供 ・外部機関との燃料、車両、人員等に関する協議 ・市有地や施設等の提供協力

※緊急的な運行とは:発災後3日～1週間程度経過しており、以内で仮の避難所で混乱が続いている状態の中で、被害者の避難所への輸送等を確保するための運行

※臨時的な運行とは:発災後1週間～1ヶ月程度経過しており、避難所生活が比較的安定している状態の中で、通院、入浴などの最低限の交通等を確保するための運行

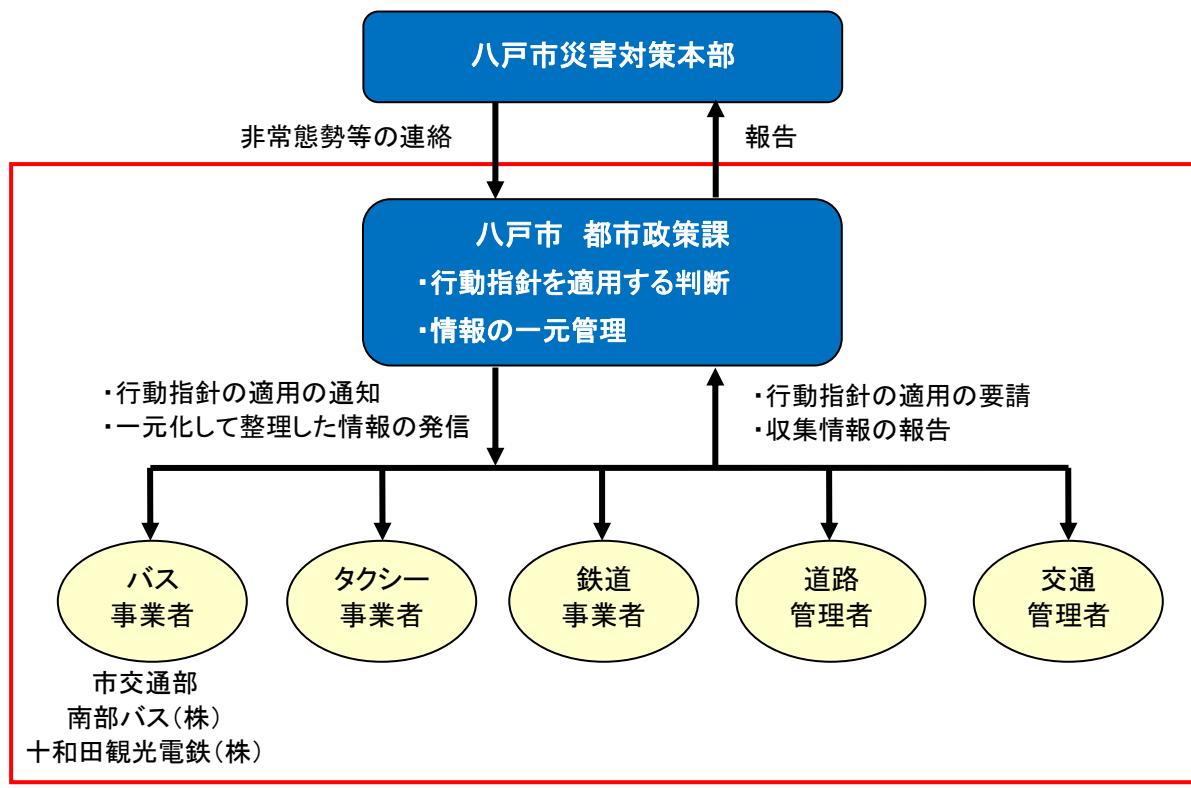
(7) 行動指針を適用する側面

本行動指針の適用分野は、災害により市民の移動が確保できないような状況が発生した場合に、関係機関等が迅速かつ臨機応変に公共交通サービスを運行実施する「運行面」と、災害に起因する公共交通に関する情報を的確かつ迅速に把握、発信する「情報面」とし、これらの運行と情報の連携を管理するための行動指針とする。

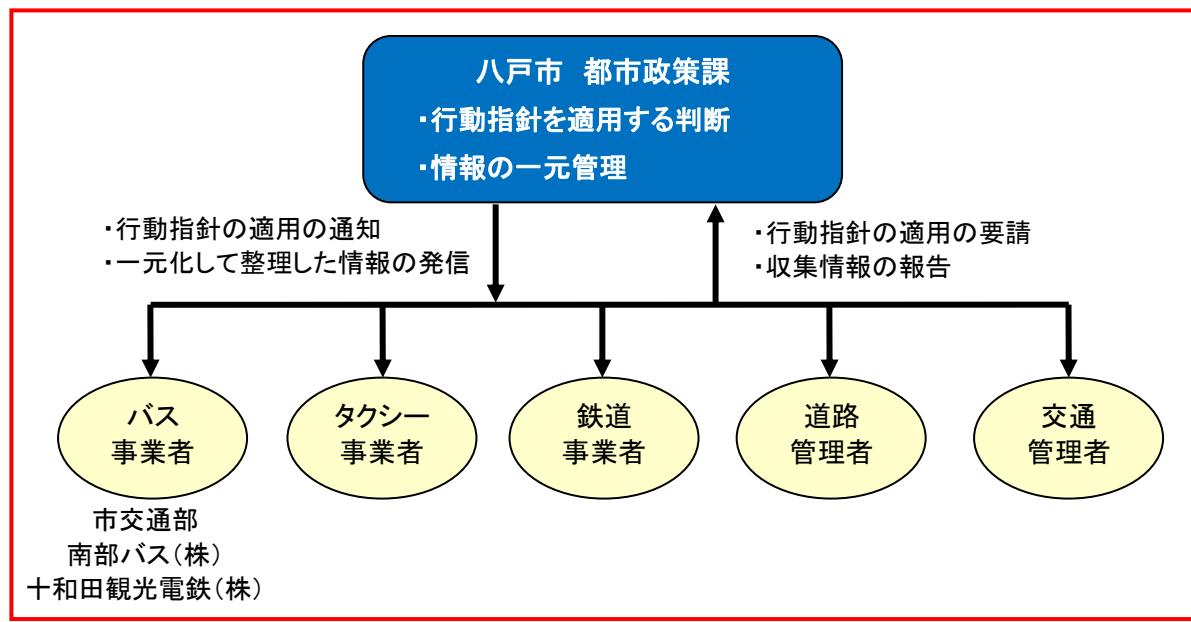
(8) 行動指針を適用する判断と運用の体制

ハ戸市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合は、必ず、本行動指針を適用する。
また、災害対策本部が設置されない場合であっても、被害の状況や規模から関係機関が連携することが必要とハ戸市都市政策課が判断した場合も同様に、本行動指針を適用する。
本行動指針を適用することは、ハ戸市都市政策課から関係機関に通知する。
なお、本行動指針の適用の判断にあたっては、ハ戸市都市政策課は、関係機関の被害状況や関係機関からの要請を踏まえて、適切に判断する。
さらに、情報については、ハ戸市都市政策課が一元的に管理することを基本とする。

＜災害対策本部が設置された場合＞



＜災害対策本部が設置されない場合＞



2. 方針

(1) 行動指針の基本方針

- ・本行動指針の基本方針は以下のとおりとする。

- ① 関係機関は発災後の運行実施や情報収集・発信に対応するため、事前の備えに努める。
- ② 関係機関は本行動指針を適用する災害が発生した段階から情報共有に努める。
- ③ 関係機関は事業継続計画（B C P）等に基づき、単独での運行の維持確保に努める。
- ④ （鉄道及び路線バスの輸送需要が大きい路線で）単独での運行が不可能となった場合、原則として都市政策課と交通事業者で運行の連携を協議する。ただし、緊急の対応が必要な場合はこれによらず、交通事業者間で協議・連携して迅速な対応を行う。
- ⑤ その他、運行が困難となる共通の課題が発生した場合、関係機関で協議を行う。
- ⑥ 利用者に有用な運行情報については、積極的に情報発信を行う。
- ⑦ 都市政策課が全体の情報管理を行い、関係機関は情報集約に努める。
- ⑧ 災害はいつ、どこで、どのような形で発生するか知れず、本行動指針が全ての状況にあてはまるものではない。このため、災害時には、各関係機関の状況の変化に応じて、適切な判断のもと行動する。

(2) 時期別的基本方針

- ・本行動指針の平常時、緊急対応期・応急期、復旧期における基本方針は以下のとおりとする。

① 平常時の基本方針

●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針

- ・関係機関は災害時にも確実に情報伝達できるよう通信連絡手段の確保に努める。（災害時優先電話、無線設備の確保など）
- ・都市政策課は情報連携の実効性を高めるため、関係機関との連絡体制を確立するとともに、訓練等の実施に努める。（連絡名簿の作成、情報伝達訓練等の実施、安全・安心情報メール配信サービスの活用、情報伝達及び情報発信する頻度とタイミングの設定など）
- ・情報発信拠点（モビセンなど）の整備に努める。

●運行体制の確保の方針

○安全確保の方針

- ・交通事業者は乗客及び乗務員の安全を確保するための対応マニュアルの作成に努める。（運行の継続・停止などの判断や乗客の避難誘導等のマニュアルなど）
- ・災害時において迅速に対応するため、訓練等の実施に努める。

○運行サービス提供の方針

- ・交通事業者等は、災害発生時を想定し、最低限維持確保すべき運行サービスの水準やその確保策について定めることに努める。（移動需要や帰宅困難者への対応、代替手段の確保など）

○交通資源の確保の方針

- ・交通事業者等は、運行を継続するための交通資源（施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策を事前に定めることに努める。（燃料タンク、燃料供給協定など）

●関係機関の連携体制の確立の方針

- ・都市政策課は連携の実効性を高めるため、平常時から関係機関との連携を図っておくものとする。
(担当者名簿の作成、担当者会議の開催、情報伝達訓練の実施など)
- ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化に努める。

②緊急対応期・応急期の基本方針

●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針

- ・災害等が発生した場合、関係機関は連携・協力し道路施設や公共交通関連施設の被害状況を共有するものとする。(関係機関は都市政策課に情報提供→都市政策課は一元化情報を関係機関に提供、通信手段が途絶した場合は都市政策課等が訪問し収集)
- ・交通事業者が臨時の運行を行った場合は、利用者への伝達に努める。
- ・臨時の運行が複数事業者で行われ、利用者に一元化して提供する必要があると判断する場合は、積極的に情報提供するものとする。(情報発信拠点やツールの活用)

●運行体制の確保の方針

○安全確保の方針

- ・乗務員は事前に定めた方法により、乗客及び乗務員の安全の確保に努める。
- ・交通事業者は運行経路の状況把握を行い、臨機応変に乗客及び乗務員の安全の確保に対応する。
(運行経路の安全確認、運転停止・継続の判断、乗客の誘導など)

○運行サービス提供の方針

- ・交通事業者等は、状況に応じた移動需要に対応した運行サービスの維持確保に努める。(幹線路線の運行維持、帰宅困難者への対応、新たな移動需要への対応など)
- ・移動需要を単独で処理できない場合は、他事業者との連携や他機関からの応援について協議を要請するものとする。

○交通資源の確保の方針

- ・運行事業者等は、運行資源(施設、車両、燃料、乗務員)を確保できない場合は、他事業者との連携や他機関からの応援について協議を要請するものとする。

●関係機関の連携体制の確立の方針

- ・関係機関は、運行が困難となる状況が生じた場合には、公共交通の維持・確保のため、相互に連携・協力するものとする。

③復旧期の基本方針

●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針

- ・交通事業者及び都市政策課は、臨時の運行情報の利用者等への提供に努める。(避難所等への提供など)

●運行体制の確保の方針

○運行サービス提供の方針

- ・交通事業者及び都市政策課は、復旧に伴い、新たな移動需要への対応について連携・協力して対応するものとする。(路線の新設・変更、関係者協議など)

○交通資源の確保の方針

- ・新たな移動需要への対応に伴う交通資源(施設、車両、燃料、乗務員等)の確保については、交通事業者及び市は連携・協力して対応するものとする。

●関係機関の連携体制の確立の方針

- ・新たな移動需要への対応策について、関係機関は連携・協力し対応するものとする。

3. 連携・連絡行動指針

(1) 行動指針の構成

- ① 災害発生により想定される「場面」を運行と情報の視点から定める。
- ② 災害発生直後の初動体制のポイントを定める。
- ③ 場面ごとに運行や情報の対応の標準的な流れをフローで定める。
- ④ 場面ごとに関係機関が対応すべきことを連携対応表として定める。

① 災害発生により想定される「場面」

- ・災害発生により、公共交通にもたらされる場面を以下の運行と情報の視点から想定

○運行

安全確保、サービス提供（インフラ被害対応、需要への対応）、交通資源の確保（施設、車両、燃料、人）

○情報

交通に関する情報収集及び発信（伝達、収集、発信）

② 災害発生直後の連携のための初動体制確立のポイント

- ・災害発生直後から連携対応に向けた初動体制を確立するまでのフローを示す。

③ 公共交通の運行や情報の対応フロー

- ・事前に備えておくべきことを明記。
- ・前項の場面ごと判断、対応、関係者等を示したフローを定める。
- ・フローは災害発生から対応終了まで段階（ステップ）ごとに示す。
- ・また被災状況の有無などさまざまなケースを想定したフローを示す。

④ 関係機関の連携対応表

- ・関係機関の連携が必要となる対応場面を定める。
- ・連携対応の前提条件や注意事項を明記。
- ・各関係機関の役割をそれぞれ明記。
- ・各関係機関が連携対応した事例を示す。

⑤ 行動指針の使用にあたって

- ・本行動指針は、東日本大震災クラスの大規模災害にも対応できるように交通事業者や行政関係者の対応を示したものである。
- ・ただし、本行動指針は、対応の基本的な流れと関係機関の役割を示したものであり、災害はいつどこでどのような形で発生するか知れず、各個別項目につき関係機関に全て充分にあてはまるものではない。このため、実災害時には関係機関の状況の変化に応じて、適切な判断のもと行動するものである。

(2) 災害発生により想定される場面

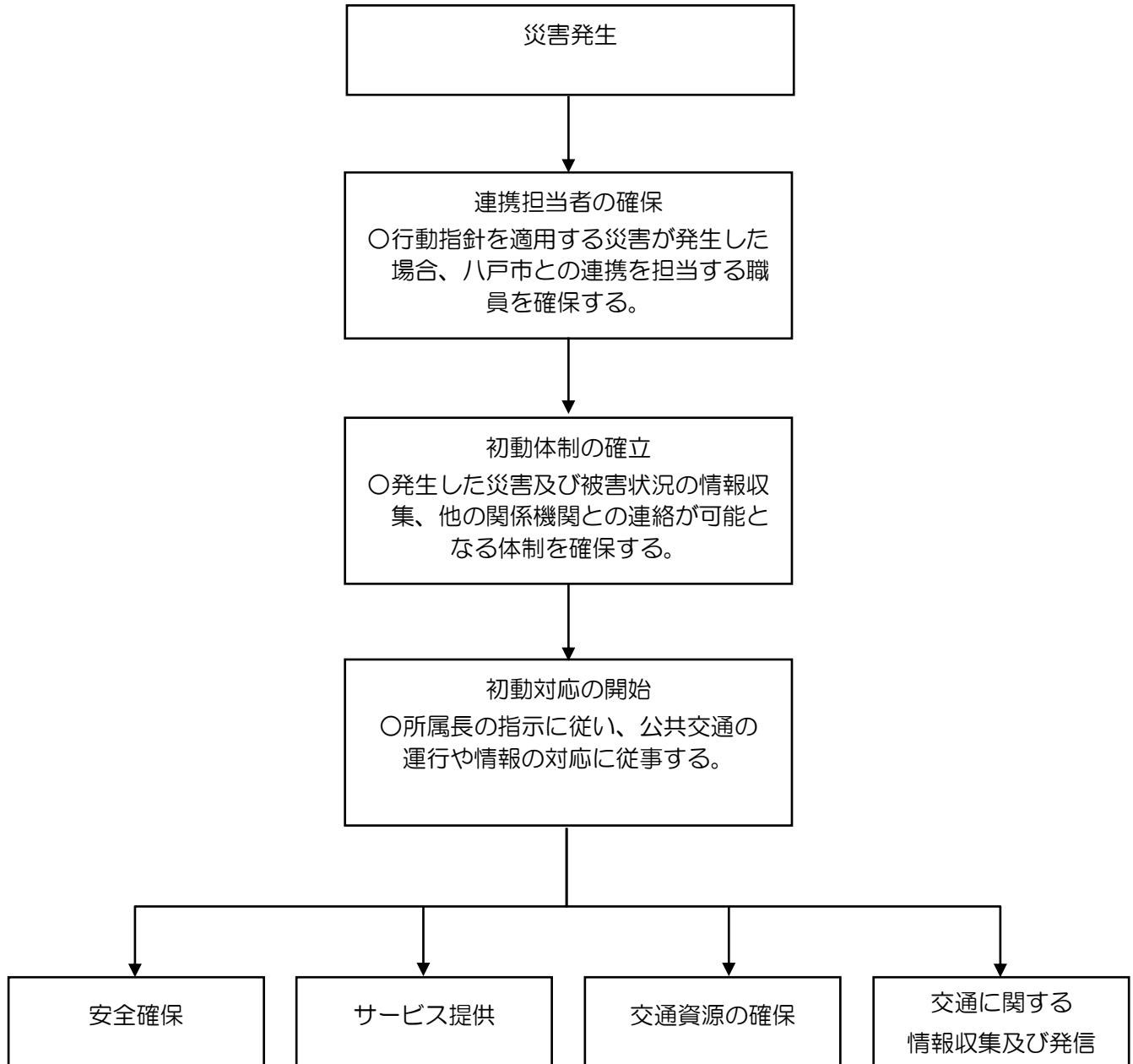
災害発生により公共交通にもたらされる場面を時系列別、項目別に以下のとおり整理した。

		緊急対応期			応急期	復旧期	掲載 ページ	
		当日	3日間	1週間	概ね1ヶ月間	概ね1ヶ月以降		
		避難・救援・安否確認			避難所生活	仮設住宅生活		
運行	安全確保	運行中に乗客と乗務員が被災					P11	
		事務所内の職員が被災					P12	
	サービス提供	道路が被災して定期路線バスを運行できない			道路の啓開や仮復旧が終了		P13	
		鉄軌道、駅舎、電力供給施設等が被災したため、代替バス運行の必要性が発生					P17	
		被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生			通院や入浴などの最低限交通確保のための臨時的な輸送の需要が発生	仮設住宅への移行に伴い、通勤通学、買い物などに関する公共交通需要が変化	P20 P24 P28	
		遠隔地への移動のため、高速バスや新幹線との接続の需要が発生					P33	
	交通資源の確保	施設	社屋等が被災				P36	
		車両	バス車両が被災して、路線バスを運行できない			他地域から寄付等により車両を入手	P39	
		燃料	燃料不足により、路線バスを運行できない			燃料が安定的に供給	P42	
		人	乗務員が被災またはマイカー通勤者の燃料不足により通勤できず、乗務員が不足			被災した乗務員の回復や燃料が安定的に供給	P45	
			職員が災害対応しており、運行にあたる職員が不足			業務体制の回復	P48	
情報	交通に関する情報収集及び発信	伝達	停電や基地局の被災により、平常時の通勤・連絡手段が使用できず、情報を伝達できない			停電等が復旧し、平常時の通信・連絡手段が使用できる	P50	
		収集	各関係機関で情報収集しなければいけないので、その労力がかかる上、情報も不足					
		発信	日々変化する公共交通の運行情報を地域住民等に情報発信しきれない					

(3) 災害発生直後の連携のための初動体制確立のポイント

災害発生直後は混乱が続いている状況であり、一刻も早い防災体制の確立が望まれる。

そのため、公共交通の運行や情報について、八戸市や他の関係機関と連携して対応するための初動体制を以下のとおり確立する。



(4) 公共交通の運行や情報の対応フロー及び連携対応表

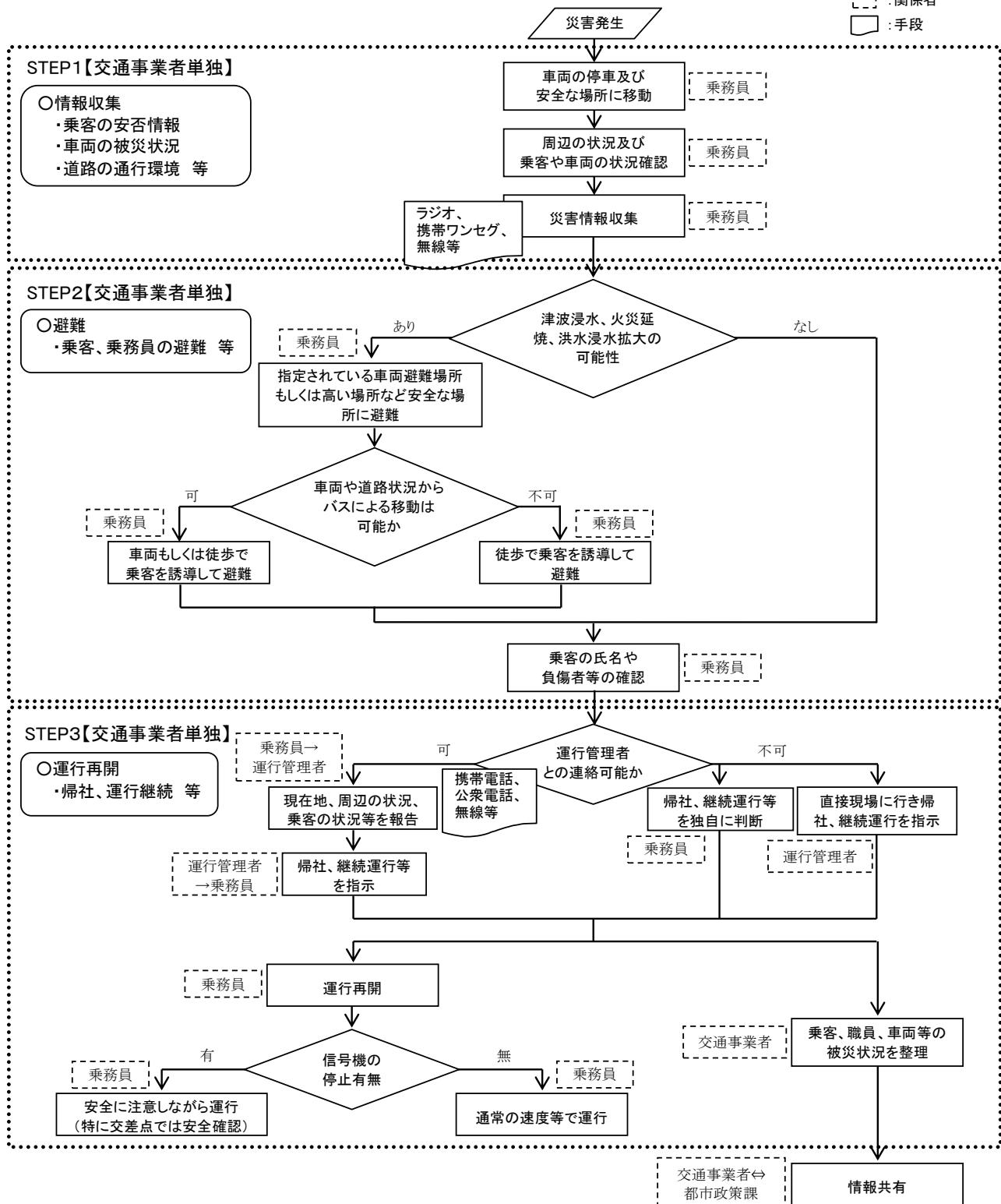
①【安全確保】運行中に乗客と乗務員が被災

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●					

●事前に備えておくこと

- ・発災時の対応マニュアルの作成（乗務員用）
- ・発災時の対応訓練の実施
- ・停電時の通信手段確保（無線、ラジオ等）

●対応フロー



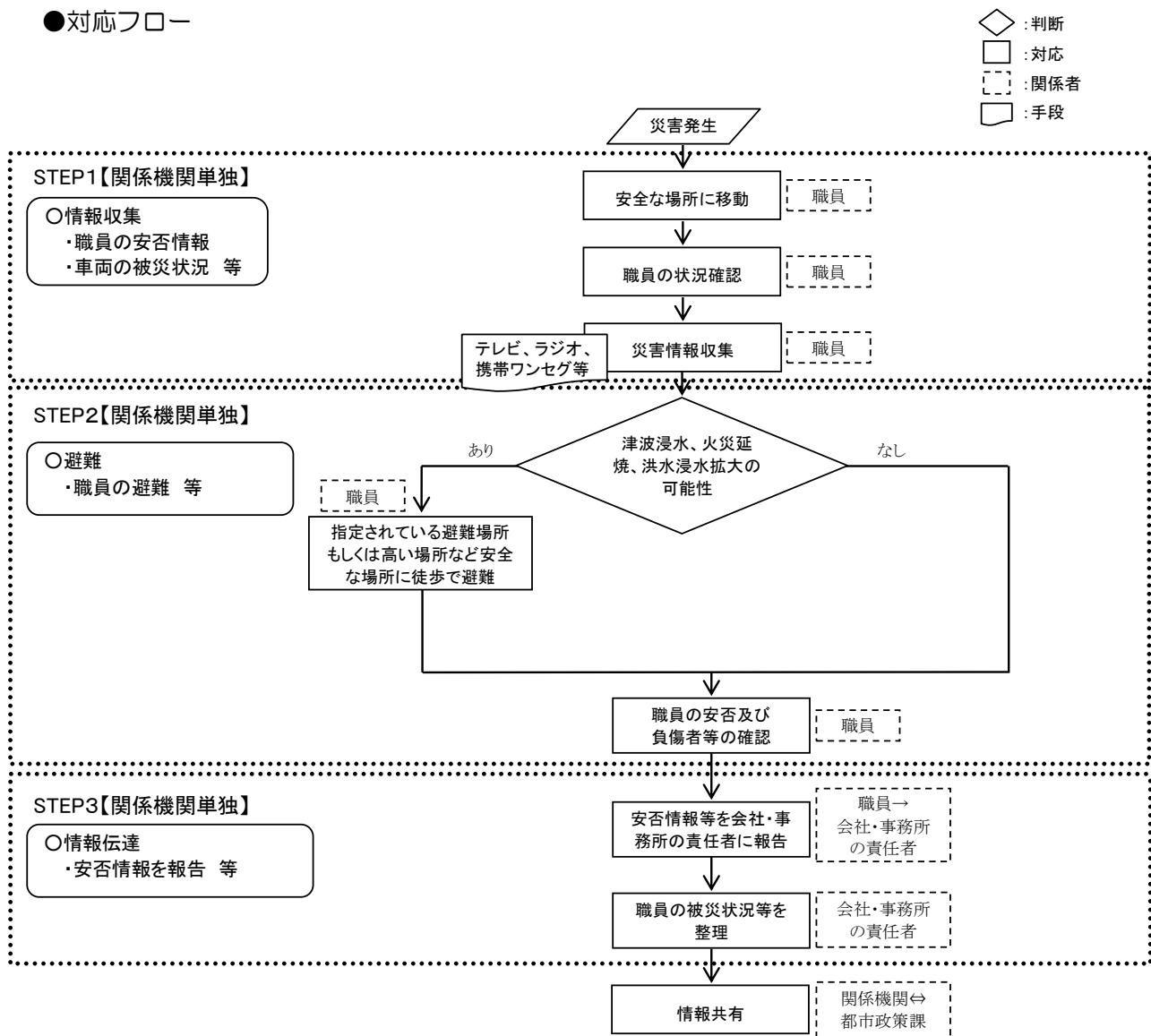
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●	●	●	●	●

②【安全確保】事務所内の職員が被災（営業時間内）

●事前に備えておくこと

- ・発災時の対応マニュアルの作成（事務所職員用）
- ・発災時の対応訓練の実施
- ・停電時の通信手段確保（無線、ラジオ等）
- ・事務所の耐震性の向上
- ・運行システムのリスク管理

●対応フロー



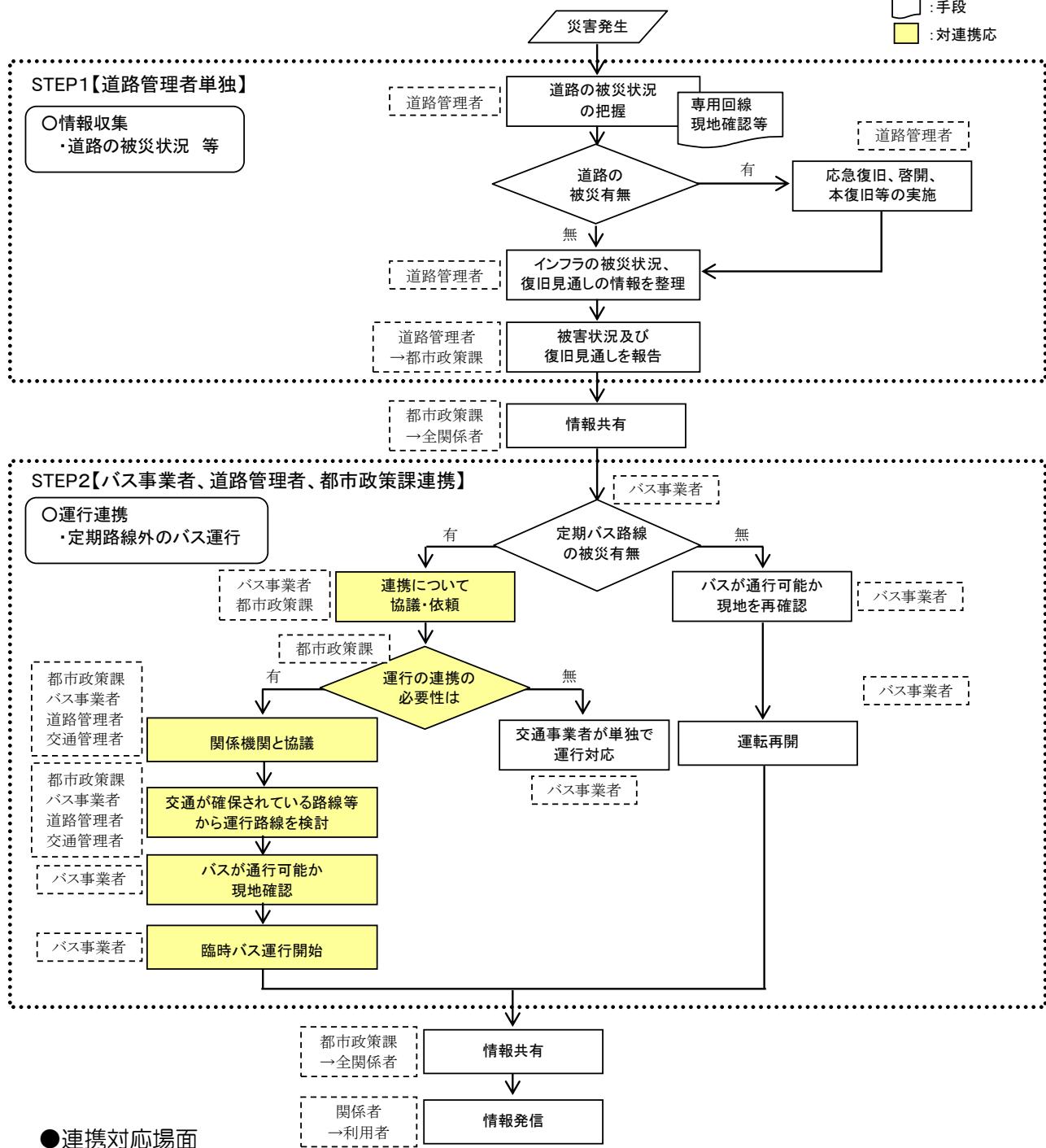
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●			●	●	●

③【サービス提供：インフラ】道路が被災して定期路線バスを運行できない

●事前に備えておくこと

- ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化

●対応フロー



連携対応場面	掲載ページ
バス路線が運行できなくなり、単独での運行継続・再開が困難となった場合	P14
バス事業者間の連携だけでは対応できず、行政の調整が必要となった場合	P15

【連携対応場面：バス路線が運行できなくなり、単独での運行継続・再開が困難となった場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者3社で協議し、バス事業者全体で既存路線網をある程度カバーできるようにする

●注意事項や前提条件など

- ・連携が必要となるのは、定期バス路線上の通行止め道路の復旧が1ヶ月程度あるいは1ヶ月以上かかる

●連携対応のイメージ

- ・通行止めにより運行できない路線の周辺に他のバス事業者の路線が運行しており、乗客をカバーしてもらう

バス事業者の対応

- ①定期バス路線の運行状況を各バス事業者に連絡する。

- 連絡事項

- ・運休しているバス路線
- ・ルートを変更しているバス路線
- ・ダイヤを変更しているバス路線

- ②バス事業者間による協議

- 協議事項

- ・運休路線等への対応方法
 - 各バス事業者の既存路線でカバー
 - 各バス事業者の既存路線のルート変更 など

- ③運休路線等への対応方法の決定

- ④運休路線等に対応したバスの運行を開始

- ⑤定期バス路線上の通行止めが復旧

- ⑥定期路線バスの再開

【連携対応場面：バス事業者間の連携だけでは対応できず、行政の調整が必要となった場合】

●連携対応のポイント

- ・路線確保に関する要望や道路復旧のタイミングなどの情報を共有する
- ・バス事業者、都市政策課、道路管理者、交通管理者で協議し、代替運行路線及び運行条件を決定する

●注意事項や前提条件など

- ・連携が必要となるのは、定期バス路線上の通行止め道路の復旧が1ヶ月程度あるいは1ヶ月以上かかる
- ・住民からのニーズや道路管理者からの意見などが出てきて、関係者間の調整が必要となる

●連携のイメージ

- ・住民からのニーズや道路管理課からの意見など外部からの要望があったときに、都市政策課が調整役となり、バス事業者、道路管理者、交通管理者で協議して代替運行路線を検討する

バス事業者の役割	都市政策課の役割	道路管理者の役割	交通管理者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・通行止め区間の代替路線の運行 ・関係機関との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の招集 ・関係者間の協議の調整 ・代替バス等の運行依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の情報共有 ・関係機関との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替運行路線のバス停設置箇所の確認 ・関係機関との協議

バス事業者の対応	都市政策課の対応	道路管理者の対応	交通管理者の対応
<p>①定期バス路線の運行状況を都市政策課に連絡する。また、道路の被災状況等を行政関係者に確認する。</p> <p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運休しているバス路線 ・ルートを変更しているバス路線 ・ダイヤを変更しているバス路線 ・外部(住民等)からの意見 <p>○確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行止め道路 ・通行止め道路の復旧状況(通行可能までの日数等) ・現時点で通行可能な道路 ・外部(住民等)からの意見 	<p>②バス事業者、道路管理者、交通管理者を招集して協議</p> <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替運行路線とダイヤ ・運行を依頼するバス事業者 ・代替運行路線の道路状況 ・優先的に復旧が必要な路線 		

③関係者による協議に参加	④代替運行路線を決定し、バス事業者に依頼	③関係者による協議に参加	③関係者による協議に参加
⑤現地調査等を踏まえて、バスの運行を開始	⑦道路の復旧及び代替運行の終了連絡	⑥定期バス路線上の通行止め道路が復旧	

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- 定期路線バスの運行を再開させるため、優先的に復旧が必要な路線を明らかにして対応する

項目名	道路の安全確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者等は、交通危機管理行動要領を踏まえ、相互に連携を図りながら、建設業者等の協力も得て、道路の安全を確保する。
災害時の想定	<ul style="list-style-type: none"> 道路の被災により、緊急輸送車両の通行や公共交通等の運行に支障が出る可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> 今回の震災では、くしの歯作戦で内陸部と沿岸部を結ぶ幹線道路が早期に啓開されたことで、内陸部と沿岸部との交通を確保することができた。(岩手県) バスの運行ルートを決めるとき、そのルートの瓦礫の除去を県の振興局や市が自衛隊に要請するなど、優先的な対応をしてくれた。(岩手県交通)

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●		●	●	●	●

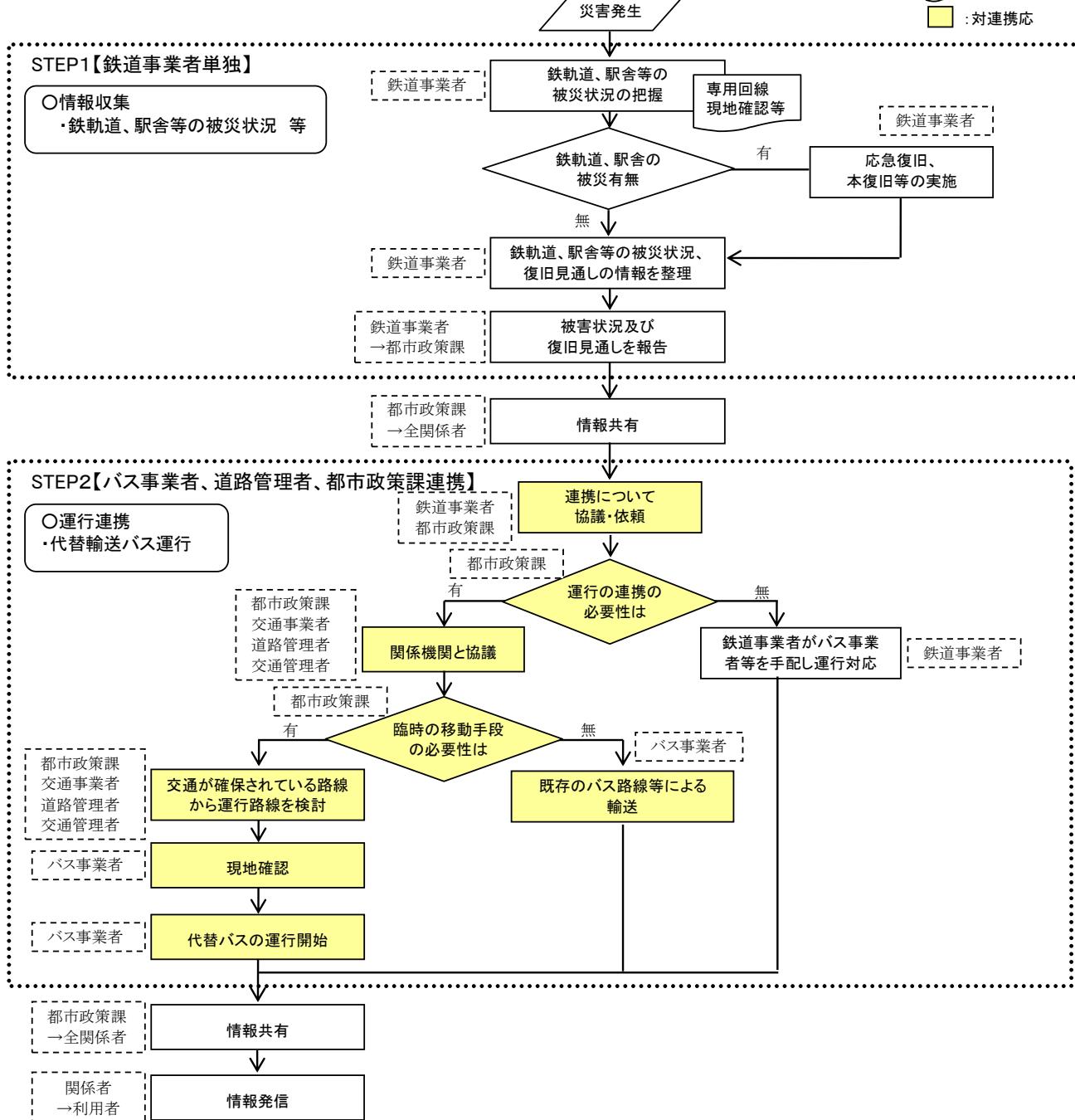
④【サービス提供：インフラ】鉄軌道、駅舎等が被災したため、代替バス運行の必要性が発生

●事前に備えておくこと

- ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化

●対応フロー

 : 判断
 : 対応
 : 関係者
 : 手段
 : 対連携応



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
代替バスのニーズはあるが、鉄道事業者だけでは対応できない場合	P18

【連携対応場面：代替バスのニーズはあるが、鉄道事業者だけでは対応できない場合】

●連携対応のポイント

- ・鉄道事業者、都市政策課、バス事業者、道路管理者、交通管理者で協議し、代替バスの運行路線及び運行条件を決定する

●注意事項や前提条件など

- ・鉄道の復旧が長期にわたる場合、原則は鉄道事業者が輸送引き受けの関係で主導となり、代替バスを運行する

●連携のイメージ

- ・代替バスを鉄道事業者では確保できないときに、都市政策課が調整役となり、鉄道事業者、バス事業者、道路管理者、交通管理者で協議して代替運行路線を検討する

鉄道事業者の役割	都市政策課の役割	バス事業者の役割	道路管理者 交通管理者
・関係機関との協議	・関係機関の招集 ・関係者間の協議の調整 ・代替バス等の運行依頼	・関係機関との協議 ・鉄道の代替路線の運行	・関係機関との協議

鉄道事業者の対応	都市政策課の対応	バス事業者の対応	道路管理者 交通管理者
<p>①鉄軌道、駅舎の被災状況等を都市政策課に連絡し、代替バスの運行の調整を依頼する。</p> <p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道、駅舎の被災状況 ・代替バス運行の必要日数 <p>④代替バスの運行を依頼</p> <p>⑦代替バスの運行を確認</p>	<p>②バス事業者を招集して協議</p> <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替バスの運行ルート ・代替バスの運行ダイヤ ・代替バスを運行するバス事業者 <p>⑦代替バスの運行を確認</p>	<p>③関係者による協議に参加</p> <p>⑤代替バスの運行条件等を確認・了承</p> <p>⑥代替バスの運行準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地点検 ・車両、乗務員の確保 <p>⑧代替バスの運行開始</p>	<p>③関係者による協議に参加</p>

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・鉄道事業者がバス事業者に依頼をして、既存路線バスのルート変更及び臨時バスの運行による代替輸送を行った

項目名	鉄道代替輸送の実施
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・鉄道事業者は、鉄道が運休する場合には、バス事業者等の協力を得て、代替輸送を実施する。

既存路線バスを活用した鉄道の代替輸送

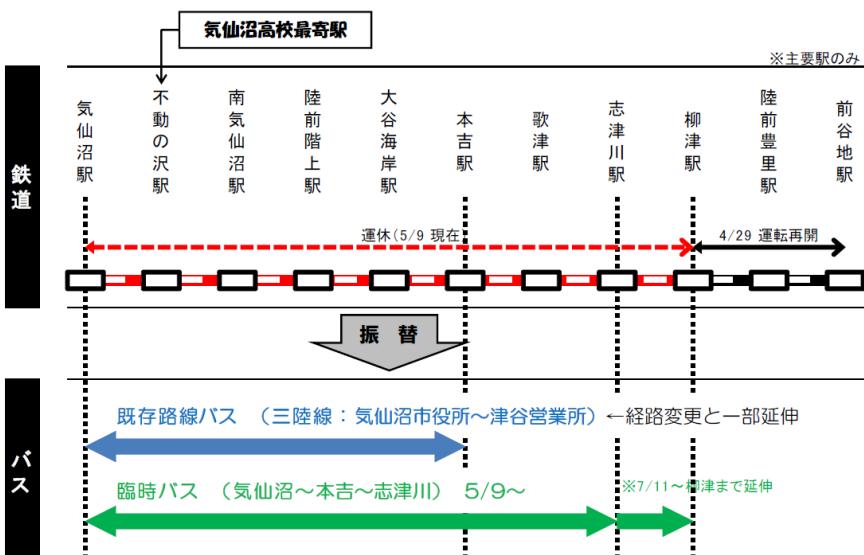
ミヤコーバス、JR 東日本

- ・JR 気仙沼線「気仙沼～本吉間」では震災により大きな被害を受け運休していたが、高校の授業再開（5/9）に伴い、鉄道を利用して通学していた学生への代替交通手段の確保が必要となった。
- ・JR 気仙沼線と並行して路線バス（三陸線）を運行するミヤコーバスは、JR 東日本との協議を重ね、次の枠組みで代替輸送を行った。

○代替輸送の枠組み

- ①JR 気仙沼線（気仙沼駅～本吉駅）の代替交通の役割を担えるようミヤコーバス三陸線（気仙沼市役所～津谷営業所）の経路変更と一部延伸を行い、駅への乗り入れを実現する。
- ②ミヤコーバスで「気仙沼～本吉～志津川間」の臨時バスを運行する。
- ③上記 2 系統の指定停留所間の利用に限り、JR 定期券・回数券による振替輸送を行う。
- ④想定される高校生の通学需要をみたすため、ダイヤ改正を行うとともに最大 3 台の同時発車を行う。

<JR 気仙沼線代替輸送のイメージ>



（資料：宮城交通へのヒアリング結果、気仙沼市広報等を基に作成）

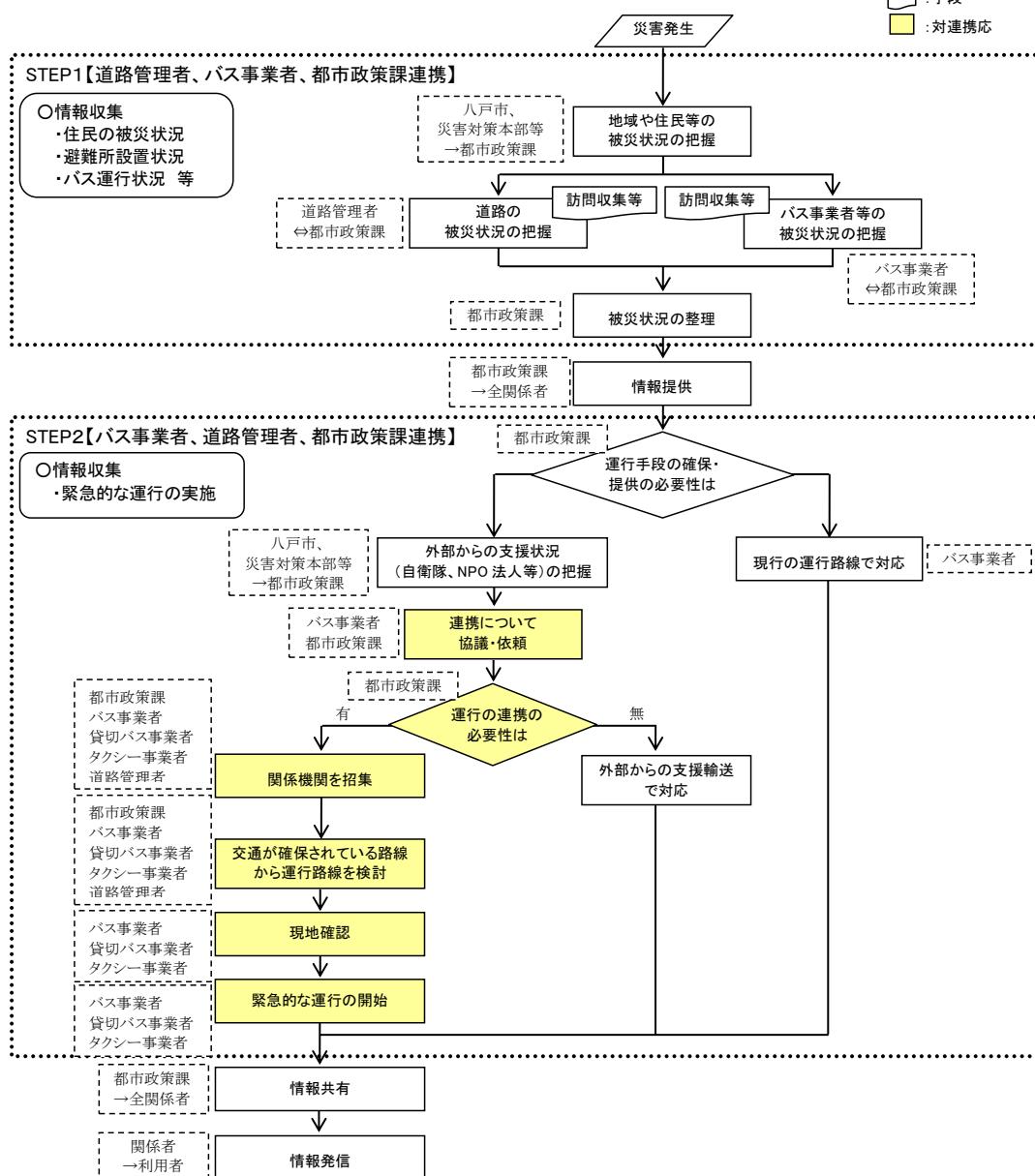
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●				●

⑤【サービス提供：需要への対応】被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生

●事前に備えておくこと

- ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化
- ・NPO 法人等の外部機関の活動状況の把握

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
避難所までの移動などの緊急的な輸送において、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合	P21
避難所までの移動などの緊急的な輸送において、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入る施設周辺の道路幅員が狭い場合	P22

【連携対応場面：避難所までの移動などの緊急的な輸送において、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、緊急的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・発災後、時間がない中での対応となるので、各関係機関の対応は同時並行で進む

●連携のイメージ

- ・発災直後に被災者の避難所、医療機関への移動手段を確保するため、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	バス事業者の役割
・関係機関の招集 ・緊急的な無償運行の依頼	・関係機関との協議 ・緊急的な無償運行

都市政策課の対応	バス事業者の対応
<p>①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。</p> <p>○運行条件</p> <ul style="list-style-type: none">・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例:避難場所、避難所、市役所、被害を受けた地区、遺体安置所など)・想定利用者数・通行止め道路・現時点で通行可能な道路 <p>④緊急的な輸送の運行条件等を確認・了承</p> <p>⑦需要に応じて、緊急的な輸送の運行終了</p>	<p>②現地調査等を踏まえて、緊急的な輸送の運行条件を検討し決定</p> <ul style="list-style-type: none">・運行ルート・運行ダイヤ・運行時間 <p>③決定した緊急的な輸送の運行条件等を都市政策課に連絡</p> <p>⑤緊急的な輸送の運行開始</p> <p>⑥利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善</p>

【連携対応場面：避難所までの移動などの緊急的な輸送において、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入れる施設周辺の道路幅員が狭い場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からタクシー事業者に運行依頼と運行条件を提示して、緊急的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・発災後、時間がない中での対応となるので、各関係機関の対応は同時並行で進む

●連携のイメージ

- ・被災者のニーズはそれほど多くないものの、避難所、医療機関への移動手段を確保する必要がある場合、都市政策課とタクシー事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	タクシー事業者の役割
・関係機関の招集 ・緊急的な無償運行の依頼	・関係機関との協議 ・緊急的な無償運行

都市政策課の対応	タクシー事業者の対応
<p>①タクシー事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。</p> <p>○運行条件</p> <ul style="list-style-type: none">・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例:避難場所、避難所、市役所、被害を受けた地区、遺体安置所など)・想定利用者数・通行止め道路・現時点で通行可能な道路 <p>④緊急的な輸送の運行条件等を確認・了承</p> <p>⑦需要に応じて、緊急的な輸送の運行終了</p>	<p>タクシー事業者の対応</p> <p>②緊急的な輸送の運行条件を検討し決定</p> <ul style="list-style-type: none">・運行ルート・運行車両(タクシー、ジャンボタクシーなど) <p>③決定した緊急的な輸送の運行条件等を都市政策課に連絡</p> <p>⑤緊急的な輸送の運行開始</p> <p>⑥利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善</p>

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・発災直後、行政とバス事業者が連携して、被災者への移動手段の提供を行った

項目名	被災者の避難所への移動手段の提供
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、孤立集落が発生した場合には、道路の復旧や被災者の避難所への移動手段の提供を行う。

発災数日後から市役所・避難所と遺体安置所や被災地区を結ぶバスを運行

宮城県名取市、仙南交通

- ・宮城県名取市では、発災の数日後からコミュニティバス（なとりん号）を運行する仙南交通が「災害復興支援バス」としてボランティアで、以下のバスを運行させた。
- ・3/14 朝に市役所で今後のコミュニティバスの運行について協議する中で、市から依頼を受け、現場での調整を行いながら運行させた。

① 関上・下増田地区の被災地見学バス（大型バス）

- ・3月16～27日までの間、市の要請に応じて、名取市役所と避難所から、津波で大きな被害を受けた関上・下増田地区を巡回するバスを運行した。
- ・被災者の自宅の被災状況の確認のために利用された。
- ・市役所の担当者も同乗し、行き先の指示を受けながらの運行であった。

② 遺体安置所送迎バス（中型バス）

- ・3月17～27日までの間、主に市役所と遺体安置所（ボウリング場跡）を結ぶバスを運行した。運行時間は朝9時から15時まで。
- ・また、被災者の希望に応じて、避難所から遺体安置所までの間も、随時運行した。
- ・道路の状況をあらかじめ乗用車で確認し、運行ルートを決めた。

＜災害復興支援バス運行の様子＞



（資料：仙南交通提供）

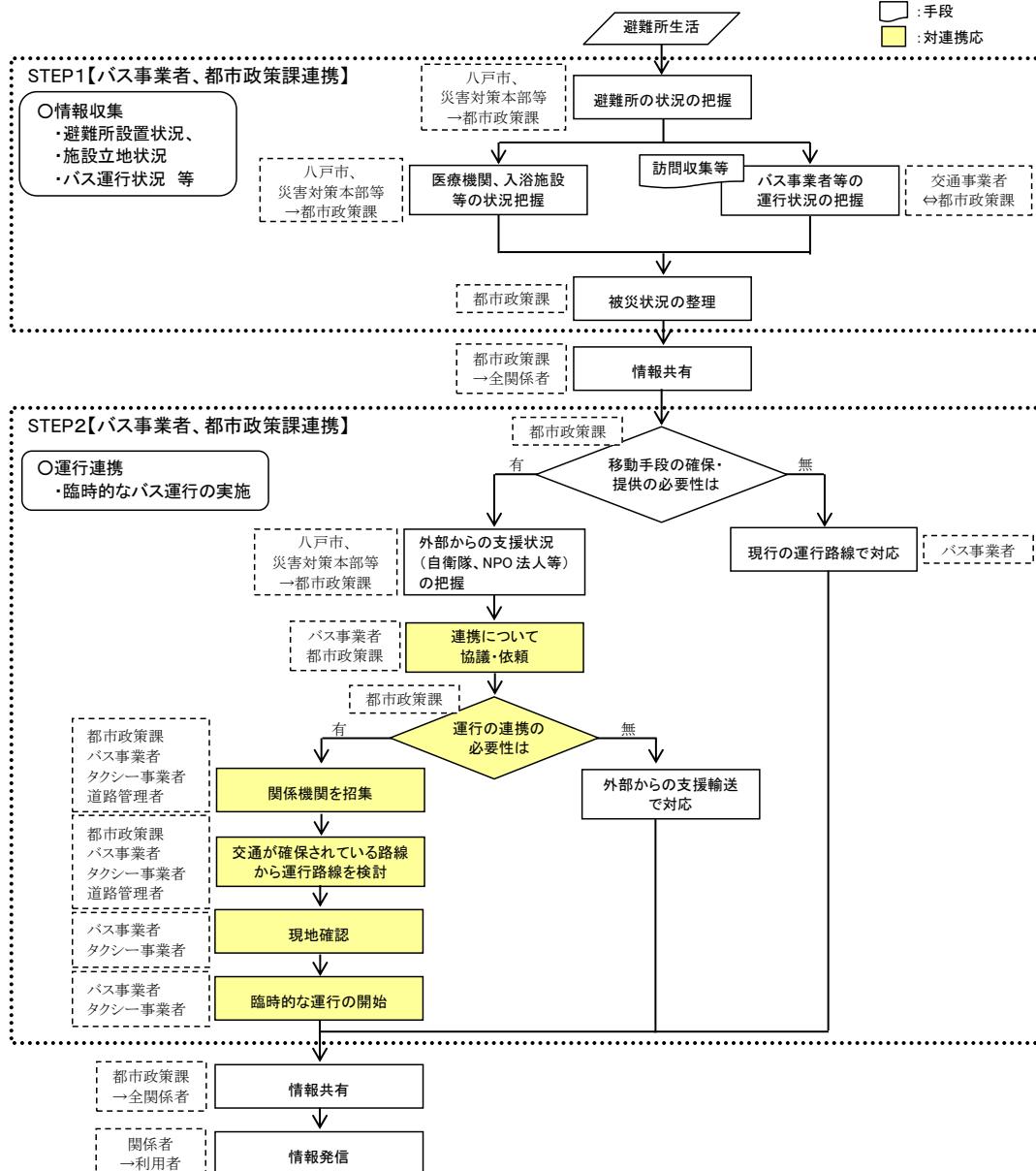
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●				●

⑥【サービス提供：需要への対応】通院や入浴施設などの最低限な交通確保のために臨時的な輸送の需要が発生

●事前に備えておくこと

- ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化
- ・NPO 法人等の外部機関の活動状況の把握

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
通院や入浴施設などの臨時的な輸送において、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合	P25
通院や入浴施設などの臨時的な輸送において、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入る施設周辺の道路幅員が狭い場合	P26

【連携対応場面：通院や入浴施設などの臨時的な輸送において、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、臨時的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・運行路線に関する届け出や申請等について、東北運輸局に確認する

●連携のイメージ

- ・発災後の避難所生活の中で、被災者の通院先、入浴先、市役所等への移動手段を確保するため、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	バス事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の招集 ・臨時的な無償運行の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議 ・臨時的な無償運行 ・東北運輸局へのバス運行の相談・申請

都市政策課の対応	バス事業者の対応	東北運輸局の対応
①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。 ○運行条件 ・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例:避難所、病院、入浴施設、市役所など) ・想定利用者数 ・通行止め道路 ・現時点で通行可能な道路	②現地調査等を踏まえて、緊急的な輸送の運行条件を検討し決定 ・運行ルート ・運行ダイヤ ・運行時間	
④臨時的な輸送の運行条件等を確認・了承	③決定した臨時的な輸送の運行条件等を都市政策課に連絡	
⑨需要に応じて、臨時的な輸送の運行終了	⑤臨時的な輸送の運行形態について東北運輸局に相談 ⑦臨時的な輸送の運行開始 ⑧利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善	⑥臨時的な輸送の運行形態について協議

【連携対応場面：通院や入浴施設などの臨時的な輸送において、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入れる施設周辺の道路幅員が狭い場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からタクシー事業者に運行依頼と運行条件を提示して、臨時的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・運行路線に関する届け出や申請等について、東北運輸局に確認する

●連携のイメージ

- ・発災後の避難所生活の中で、ニーズはそれほど多くないものの、通院先、入浴先等への移動手段を確保する必要がある場合、都市政策課とタクシー事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	タクシー事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の招集 ・臨時的な無償運行の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議 ・臨時的な無償運行 ・東北運輸局へのバス運行の相談・申請

都市政策課の対応	タクシー事業者の対応	東北運輸局の対応
<p>①タクシー事業者に運行条件等を伝え て、運行を依頼する。</p> <p>○運行条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例:避難所、病院、入浴施設、市役所 など) ・想定利用者数 ・通行止め道路 ・現時点で通行可能な道路 <p>④緊急的な輸送の運行条件等を確認・ 了承</p> <p>⑨需要に応じて、緊急的な輸送の運行 終了</p>	<p>②臨時的な輸送の運行条件を検討し決 定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行ルート ・運行車両(タクシー、ジャンボタクシー など) <p>③決定した臨時的な輸送の運行条件等 を都市政策課に連絡</p> <p>⑤臨時的な輸送の運行形態について東 北運輸局に相談</p> <p>⑦緊急的な輸送の運行開始</p> <p>⑧利用状況、利用者の声により運行条 件等の見直し、改善</p>	<p>⑥臨時的な輸送の運行形態について協 議</p>

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・発災約1週間後、既存路線バスの再開及び臨時バスの運行により入浴施設までの移動手段の提供を行った

項目名	入浴のための移動手段の提供
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、入浴のための移動手段を提供する。

既存・臨時の入浴施設への様々な移動手段を確保

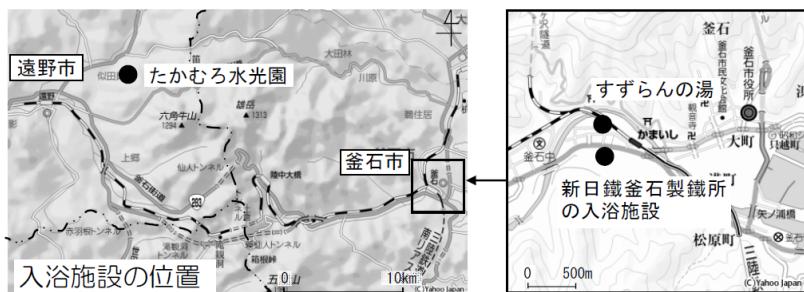
岩手県釜石市

- ・岩手県釜石市では、発災8日後(3/19)に、自衛隊による臨時の入浴施設が設置された。また発災13日後(3/24)以降、既存の入浴施設(民間事業者が保有する入浴施設、周辺市町村の入浴施設)が開放された。
- ・移動手段としては、既存の路線バスを再開するとともに、釜石市が臨時のバスを用意した。

＜釜石市での入浴施設への移動手段の概要＞

	入浴施設	入浴施設の概要	移動手段
臨時の入浴施設	自衛隊が設置した「すずらんの湯」	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊が、教育センター裏駐車場西側に、臨時の風呂「すずらんの湯」を設置。 ・期間：3/19～7/15 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、釜石市内の路線バスが教育センターを起点とした路線で再開(料金無料)。 ・避難所等から、入浴施設をはじめとする各種の目的地への移動手段として、多くの方に利用されたと考えられる。
既存の入浴施設	遠野市の「たかむろ水光園」	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野市の協力により遠野市内の入浴施設「たかむろ水光園」を被災者に開放。 ・期間：3/24～6/20 	・釜石市災害対策本部がバスを用意。
	新日鐵釜石製鐵所の入浴施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新日鐵釜石製鐵所の線材工場の大浴場を被災者に開放。 ・期間：3/29～7/9 	

(資料：釜石市災害対策本部情報等をもとに整理)



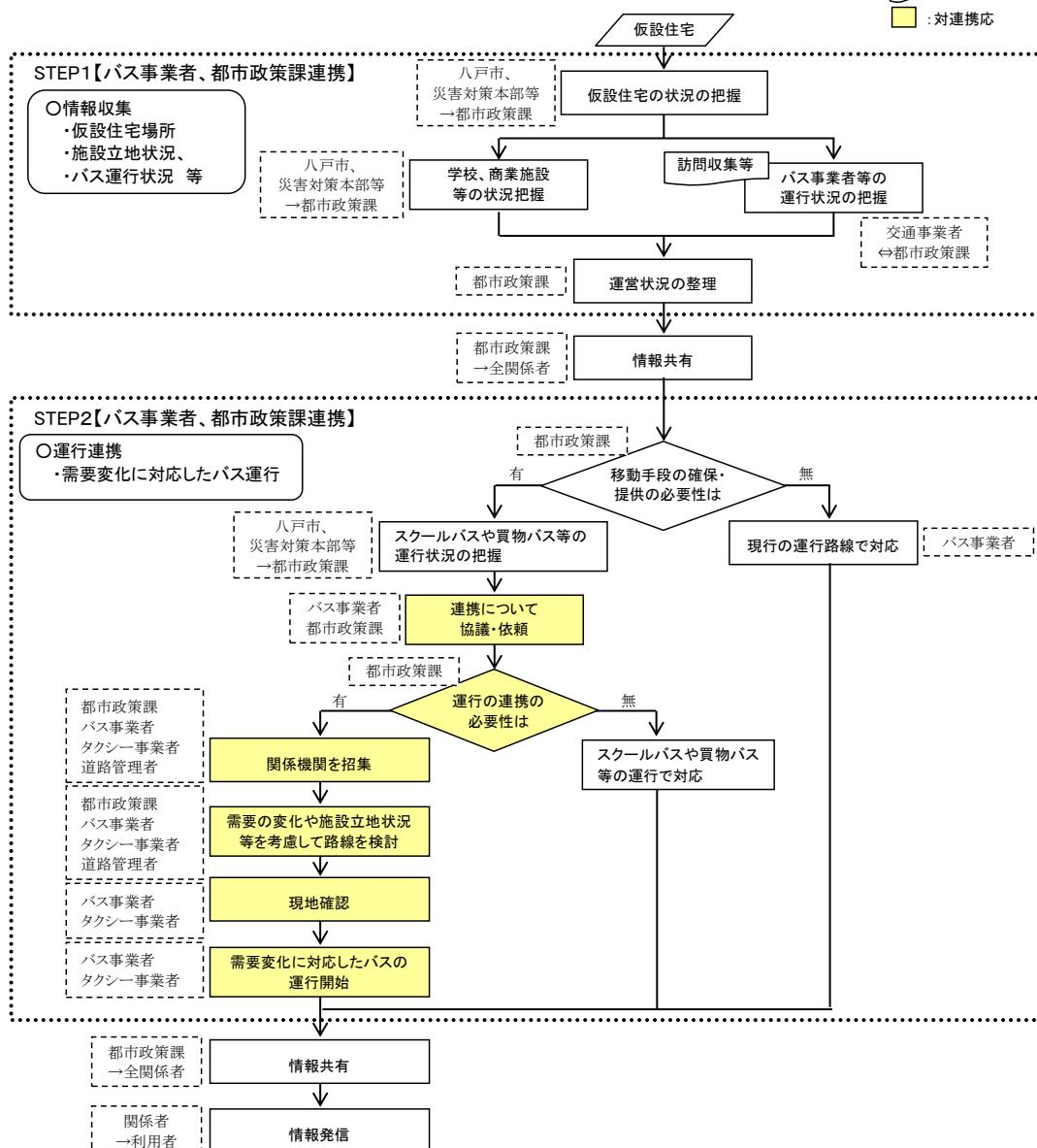
⑦【サービス提供：需要への対応】仮設住宅への移行に伴い、
通勤通学、買物などに関わる公共交通需要が変化

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●				●

●事前に備えておくこと

- ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化
- ・スクールバスなどの民間送迎バスの運行状況の把握

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
仮設住宅への移行に伴う公共交通需要の変化に対して、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合	P29
仮設住宅への移行に伴う公共交通需要の変化について、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入る施設周辺の道路幅員が狭い場合	P30

【連携対応場面：仮設住宅への移行に伴う公共交通需要の変化に対して、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、路線運行を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・運行路線に関する届け出や申請等について、東北運輸局に確認する

●連携のイメージ

- ・避難所生活から仮設住宅へ移行した中で、仮設住宅と商業施設、病院、市役所等の中心部を結ぶ移動手段を提供するため、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	バス事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の招集 ・仮設住宅への移行に伴う有償運行の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議 ・仮設住宅への移行に伴う有償運行 ・東北運輸局へのバス運行の相談・申請

都市政策課の対応	バス事業者の対応	東北運輸局の対応
①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。 ○運行条件 ・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例:仮設住宅、商業施設、病院、学校、市役所など) ・想定利用者数	②現地調査等を踏まえて、路線の運行条件を検討し決定 ・運行ルート ・運行ダイヤ ・運行時間	
④運行条件等を確認・了承	③決定した路線の運行条件等を都市政策課に連絡 ⑤運行路線の運行形態について東北運輸局に相談	⑥運行路線の運行形態について協議
⑪路線運行終了	⑦需要変化に対応した路線の運行開始 ⑧利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善 ⑨運行路線の運行形態について東北運輸局に相談もしくは申請	⑩運行路線の運行形態について協議もしくは認可

【連携対応場面：仮設住宅への移行に伴う公共交通需要の変化について、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入れる施設周辺の道路幅員が狭い場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からタクシー事業者に運行依頼と運行条件を提示して、路線運行を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・運行路線に関する届け出や申請等について、東北運輸局に確認する

●連携のイメージ

- ・避難所生活から仮設住宅へ移行した中で、ニーズはそれほど多くないものの、仮設住宅と中心部を結ぶ移動手段を提供するため、都市政策課とタクシー事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	タクシー事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の招集 ・仮設住宅への移行に伴う有償運行の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議 ・仮設住宅への移行に伴う有償運行 ・東北運輸局へのバス運行の相談・申請

都市政策課の対応	タクシー事業者の対応	東北運輸局の対応
①タクシー事業者に運行条件等を伝え て、運行を依頼する。 ○運行条件 ・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例:仮設住宅、商業施設、病院、学 校、市役所など) ・想定利用者数	②運行条件を検討し決定 ・運行ルート ・運行車両(タクシー、ジャンボタクシー など)	
④運行条件等を確認・了承	③決定した運行条件等を都市政策課に 連絡 ⑤運行形態について東北運輸局に相談 ⑦需要変化に対応した運行開始 ⑧利用状況、利用者の声により運行条 件等の見直し、改善	⑥運行形態について協議
⑪運行終了	⑨運行形態について東北運輸局に相談 もしくは申請	⑩運行形態について協議もしくは認可

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・発災後、仮設住宅と市街地を結ぶバスを運行し、被災者の移動手段を確保した

項目名	多目的な移動のための移動手段の提供
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、多目的な移動のための移動手段を提供する。
災害時の想定	<p>理由・根拠</p> <ul style="list-style-type: none">・既存の交通機関が運休することや、身近な施設等が被災して遠方に行くことが必要になることで、生活利便施設の利用等多目的な移動のための移動手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	—

仮設住宅と市街地を結ぶ「お出かけバス」を運行

福島県相馬市

- ・福島県相馬市では、6月20日から、西工業団地と柚木工業団地に建設された仮設住宅と市街地を結ぶ「お出かけバス」を市が運行。
- ・仮設住宅入居者を対象とし、病院や買い物の足として利用できるもので、利用料は無料。
- ・お出かけバスは、西工業団地から桜ヶ丘、柚木工業団地から公立相馬総合病院の2ルートを、それぞれ午前、午後2便ずつ運行。

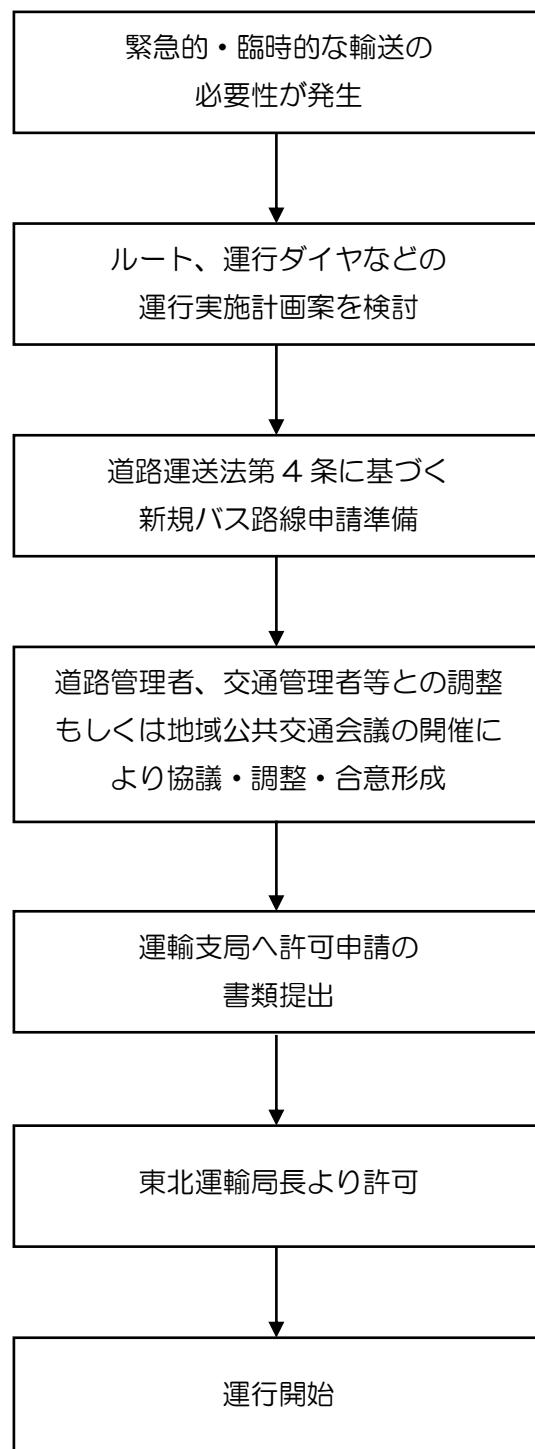
運行は福島交通に委託



(資料：相馬市ホームページ)

【貸切バス事業の許可を取得していない企業等が緊急的・臨時的な輸送を有償で行う場合の手続き】

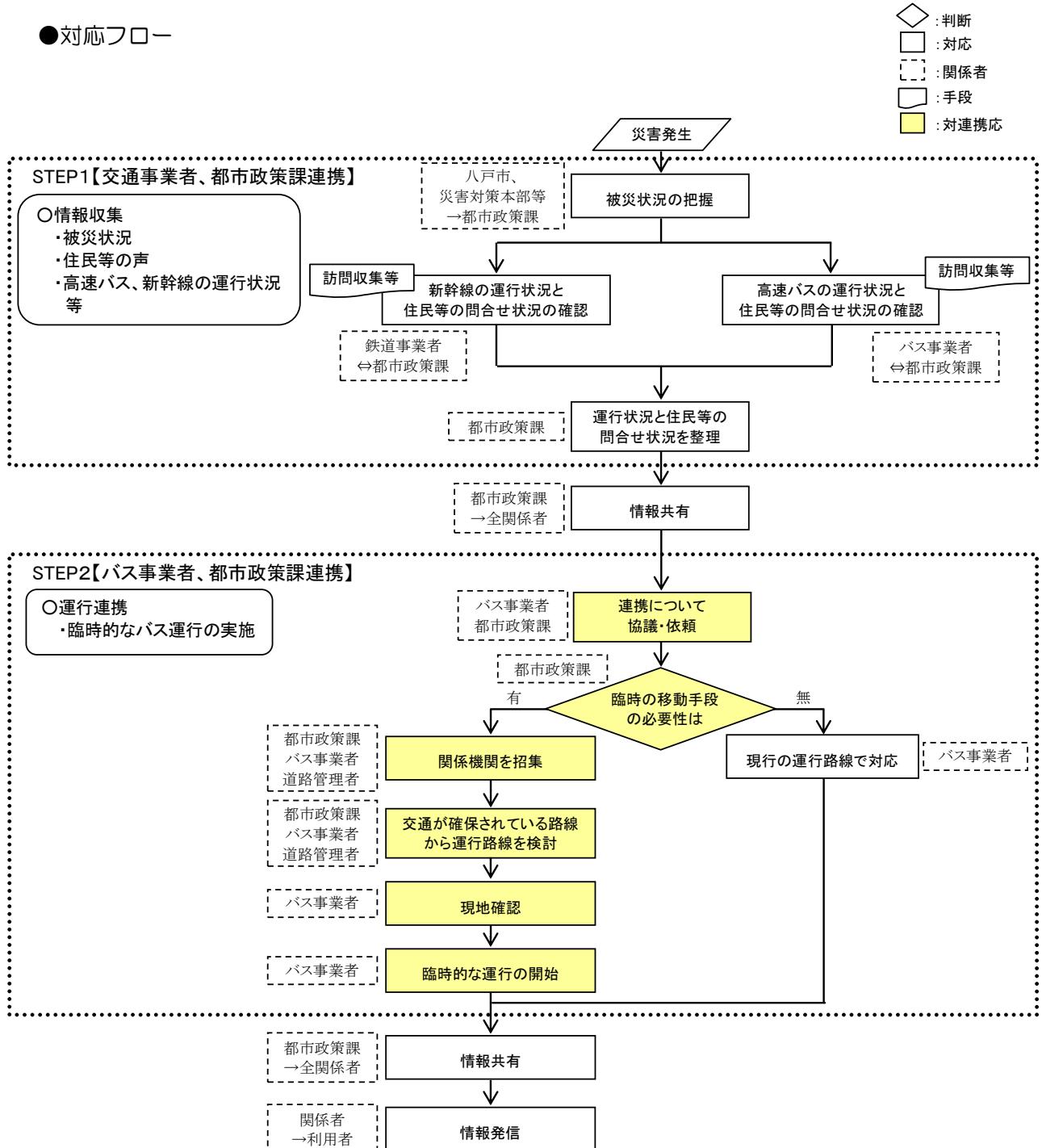
- ・東日本大震災後に緊急的・臨時的な輸送を有償で行う場合、道路運送法第21条に基づき運行するケースが多かった。
- ・貸切バス事業の許可を取得していない企業等が緊急的・臨時的な輸送を有償で行う場合は、以下に示す手続き等が必要となる。
- ・ただし、災害時においては手続き等において、柔軟な対応が求められる。



バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●					●

⑧【サービス提供：需要への対応】遠隔地への移動のため高速バスや新幹線との接続の需要が発生

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
目的地まで高速道路を利用しなくてもある程度の時間内に到着できる場合	P34
目的地まで既存の高速バス路線で到着できる場合	P34
高速道路が緊急交通路指定を受けた場合	P35

【連携対応場面：目的地まで高速道路を利用しなくてもある程度の時間内に到着できる場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、臨時的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・高速道路を利用しなくても目的地まである程度の時間内に到着できる

●連携のイメージ

- ・被災地から遠隔地に避難するため、被災地から新幹線駅や空港までの移動手段を提供する際、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の対応	バス事業者の対応
①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。 ○運行条件 ・起終点(例:出発地、避難所、到着地:新幹線駅等) ・通行止め道路 ・現時点で運行可能な道路 ・想定利用者数	②現地調査等を踏まえて、バスの運行条件を検討し決定 ・運行ルート、・運行ダイヤ、・運行時間
④バス運行の運行条件等を確認・了承	③決定したバスの運行条件等を都市政策課に連絡
⑦バスの運行終了	⑤バスの運行開始 ⑥利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善

【連携対応場面：目的地まで既存の高速バス路線で到着できる場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、臨時的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・対応できるのは高速バスの既存路線を運行している南部バス(株)と十和田観光電鉄(株)のみとなる

●連携のイメージ

- ・被災地から遠隔地に避難するため、被災地から新幹線駅や空港までの移動手段を提供する際、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の対応	バス事業者の対応
①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。 ○運行条件 ・起終点(例:出発地、避難所、到着地:新幹線駅等) ・想定利用者数	②バスの運行条件を検討し決定 ・運行ダイヤ
⑦バスの運行終了	③バスの運行開始 ⑤利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善 ⑥通常運行

【連携対応場面：高速道路が緊急交通路指定を受けた場合】

●連携対応のポイント

- ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、臨時的な輸送を実施する

●注意事項や前提条件など

- ・緊急交通路指定により高速バスにも通行を許可する通達が出される

●連携のイメージ

- ・被災地から遠隔地に避難するため、被災地から新幹線駅や空港までの移動手段を提供する際、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の対応	バス事業者の対応
<p>①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。</p> <p>○運行条件</p> <ul style="list-style-type: none">・起終点(例:出発地、避難所、到着地:新幹線駅等)・通行止め道路・現時点で運行可能な道路・想定利用者数 <p>④バス運行の運行条件等を確認・了承</p> <p>⑦バスの運行終了</p>	<p>②現地調査等を踏まえて、バスの運行条件を検討し決定</p> <ul style="list-style-type: none">・運行ルート、・運行ダイヤ、・運行時間 <p>③決定したバスの運行条件等を都市政策課に連絡</p> <p>⑤バスの運行開始</p> <p>⑥利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善</p>

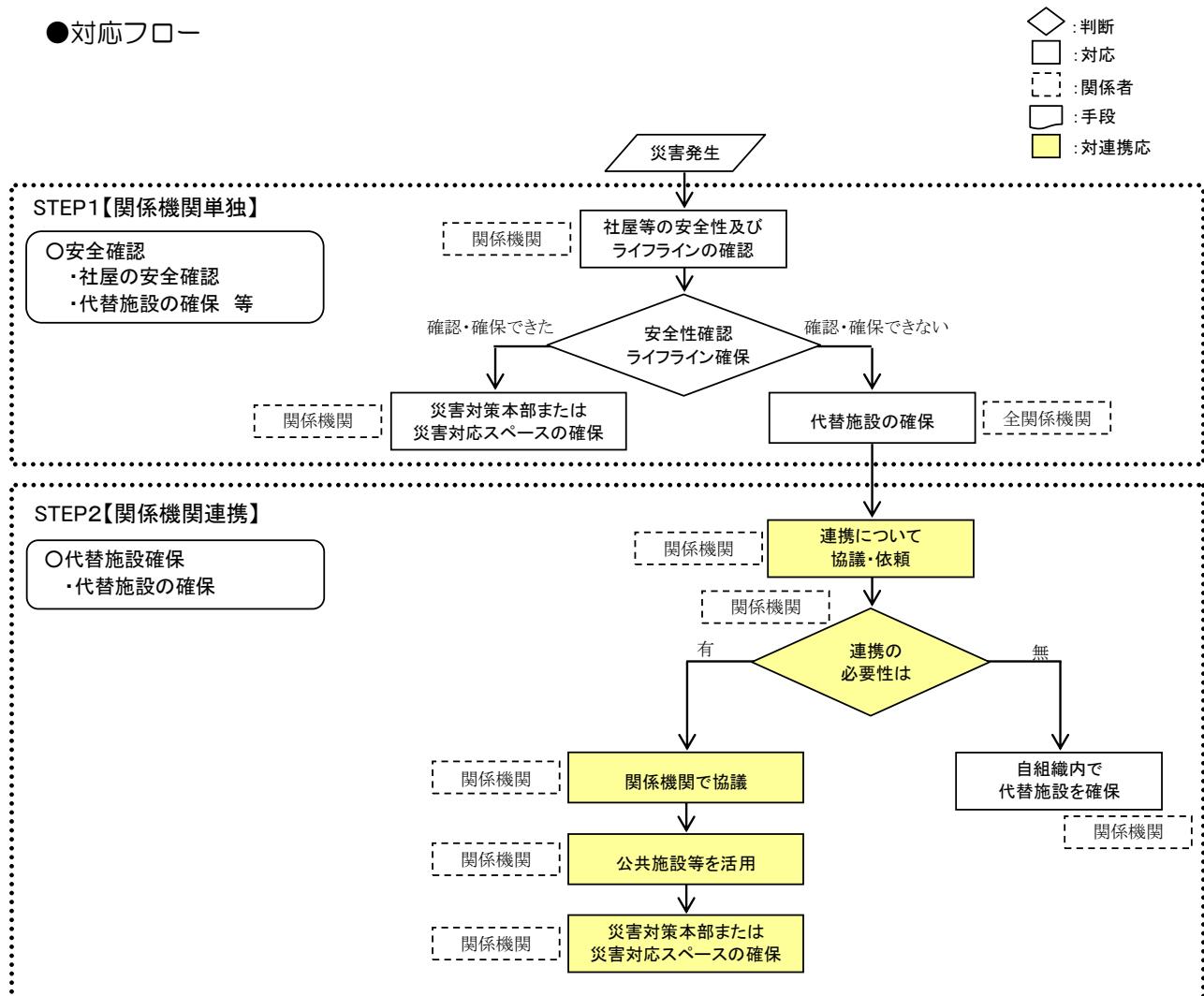
⑨【交通資源の確保：施設】社屋等が被災

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●	●	●	●	●

●事前に備えておくこと

- ・社屋等の耐震強化
- ・代替施設の確保（交通事業者）
- ・市有地、施設等の確保（行政関係者）

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
代替施設が確保できず、都市政策課が市有地、施設等を提供する場合	P37

【連携対応場面：代替施設が確保できず、都市政策課が市有地、施設等が提供できる場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の代替施設が確保できない状況に対し、行政が市有地、施設等の提供協力する

●注意事項や前提条件など

- ・提供できる市有地や施設等を保有しており、被災後も使用できる状態にある

交通事業者の対応	都市政策課の対応
<p>①社屋等の被災状況を行政関係者に連絡する。</p> <p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・被災した本社、営業所、車庫の場所・社屋等の復旧見通し <p>③提示された施設等について了承</p> <p>⑤代替施設で営業再開</p>	<p>②提供できる市有地や施設等を提示して、必要な備品等について補助、支援</p> <p>④市有地や施設等の提供協力</p>

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・行政がバス事業者に対して、公共施設と駐車場を貸与し、営業再開した。
- ・バス事業者が公共施設の他に車両を活用して営業再開した。

項目名	対応拠点の確保
実施内容	・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、対応拠点となる施設を確保する。

災害対応の拠点に車両や公共施設を活用

被災地の交通事業者

- ・東日本大震災では、バス事業者の本社や営業所も大きな被害を受けた。
- ・津波により大きな被害を受けた沿岸部の営業所では、車両や公共施設を利用し、災害対応にあたった。
- ・内陸部においても、停電や倒壊の危険性から、車両や隣接の施設が利用するなどの対応がとられた。



車両を活用し再開した岩手県交通大船渡営業所

＜交通事業者の災害対応の拠点施設と対応状況＞

拠点	被害の状況	代替施設の確保等の状況
岩手県交通 本社（盛岡市）	停電	<ul style="list-style-type: none">・屋外に対策本部を設置・その後、観光バスを利用
宮城交通 本社（仙台市）	地震による倒壊 の危険性	<ul style="list-style-type: none">・隣接する仙台北営業所を利用・通信に貸切車両搭載の簡易無線を活用
岩手県交通 大船渡営業所	津波により流失	<ul style="list-style-type: none">・車両を活用し、現地で再開・その後、高台に移転し再開
ミヤコーバス 気仙沼営業所	津波により浸 水、その後の火 災により全焼	<ul style="list-style-type: none">・気仙沼市からリアスアーク美術館の会議 室、駐車場を借用（9月まで）・その後、場所を移転し再開

（資料：岩手県交通、宮城交通へのヒアリング結果）

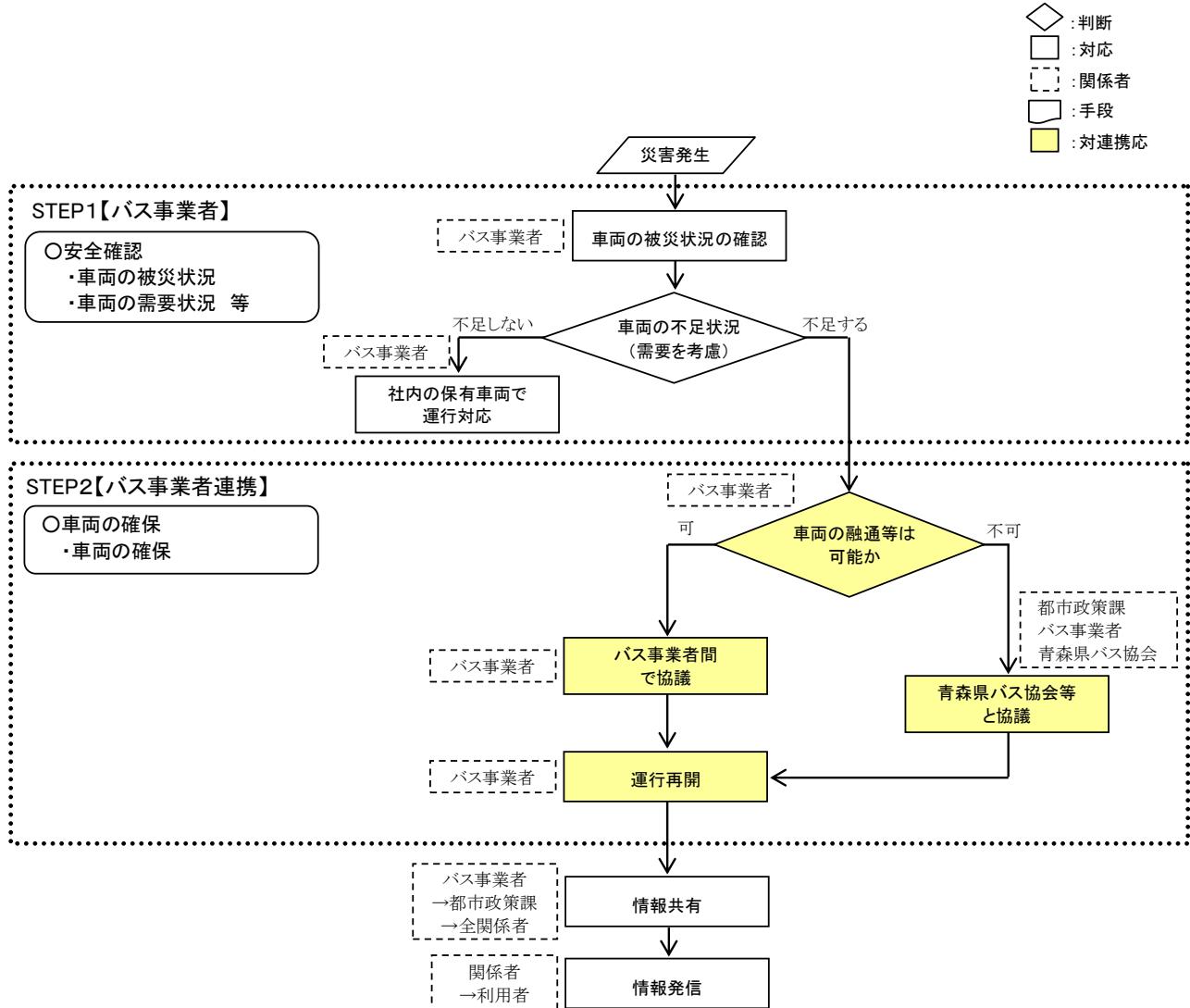
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●					●

⑩【交通資源の確保：車両】バス車両が被災して、路線バスを運行できない

●事前に備えておくこと

- ・青森県バス協会と協議できる関係の構築が必要

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
バス車両の一部が被災して、数台程度が必要な場合	P40
バス車両が被災して、単独では路線バスを運行できない場合	P40

【連携対応場面：バス車両の一部が被災して、数台程度が必要な場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の車両が数台程度不足している状況に対し、バス事業者同士で融通する

●注意事項や前提条件など

- ・車両については譲り受けが必要で借りることはNGとなる

バス事業者の対応

- ①バス車両の被災状況を各バス事業者に連絡する。

○連絡事項

- ・バス車両の必要台数

- ②バス事業者間による協議

- ③バス車両に対する対応方法の決定

- ④入手したバス車両で営業再開

【連携対応場面：バス車両が被災して、単独では路線バスを運行できない場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の車両が確保できない状況に対し、広域的に車両を確保する

●注意事項や前提条件など

- ・車両については譲り受けが必要で借りることはNGとなる

バス事業者の対応	都市政策課の対応	青森県バス協会の対応
<p>①バス車両の被災状況を行政関係者に連絡する。</p> <p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・バス車両の必要台数 <p>⑥入手したバス車両で営業再開</p>	<p>②青森県バス協会に連絡して、バス車両について協議</p> <p>⑤入手状況をバス事業者に連絡</p>	<p>③青森県内のバス事業者もしくは県外のバス協会に連絡してバス車両について協議</p> <p>④入手状況を都市政策課に連絡し、発送の手配</p>

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・全国のバス事業者やタクシー事業者から被災地の交通事業者に対して車両の提供が行われた。

項目名	車両の確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者は、車両が不足する場合には、事前に検討した方法により車両を確保する。

災害時の想定	理由・根拠
	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の被災により、公共的交通サービスの提供等に必要な車両が不足する可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・バスは 31 両流出。これに対して、名鉄グループをはじめ全国のバス会社から 60 台以上のバスの提供があった。(宮城交通) ・20 両が使用不能になった。まず、内陸部の予備車両を投入した。その後、国際興業グループ、日本バス協会（路線バス 19 台、貸切バス 1 台）、東京都交通局（路線バス 19 台）からの提供があった。(岩手県交通)

被災地の交通事業者に対し車両を提供

全国のバス・タクシー事業者

- ・東日本大震災により、東北3県（岩手・宮城・福島）の被災地のバス事業者及びタクシー事業者は、車両の滅失・流失等甚大な被害を受けている。
- ・公益社団法人日本バス協会及び社団法人全国乗用自動車連合会が被災地支援の呼びかけを行ったところ、グループ会社間の協力を越えて、全国のバス事業者及びタクシー事業者から車両提供の申し出があり、関係者間で調整した結果、以下のとおり車両の提供が行われており、被災地における旅客輸送に供されている。

<被災地向けの車両の提供状況（H23.5.30 現在）>

【乗合バス】

	被災車両数	提供済	調整中	合計
岩手県	24台	1台	7台	8台
宮城県	35台	5台	43台	48台
福島県	3台	—	—	—
合計	62台	6台	50台	56台

※上記のほか、宮城県ではグループ会社間の協力で 11 両が提供されている。

【貸切バス】

	被災車両数	提供済	調整中	合計
岩手県	26台	10台	1台	11台
宮城県	108台	11台	8台	19台
福島県	23台	—	—	—
合計	157台	21台	9台	30台

【タクシー】

	被災車両数	提供済	調整中	合計
岩手県	100台	20台	20台	40台
宮城県	408台	0台	90台	90台
福島県	3台	—	—	—
合計	511台	20台	110台	130台

（資料：国土交通省資料）

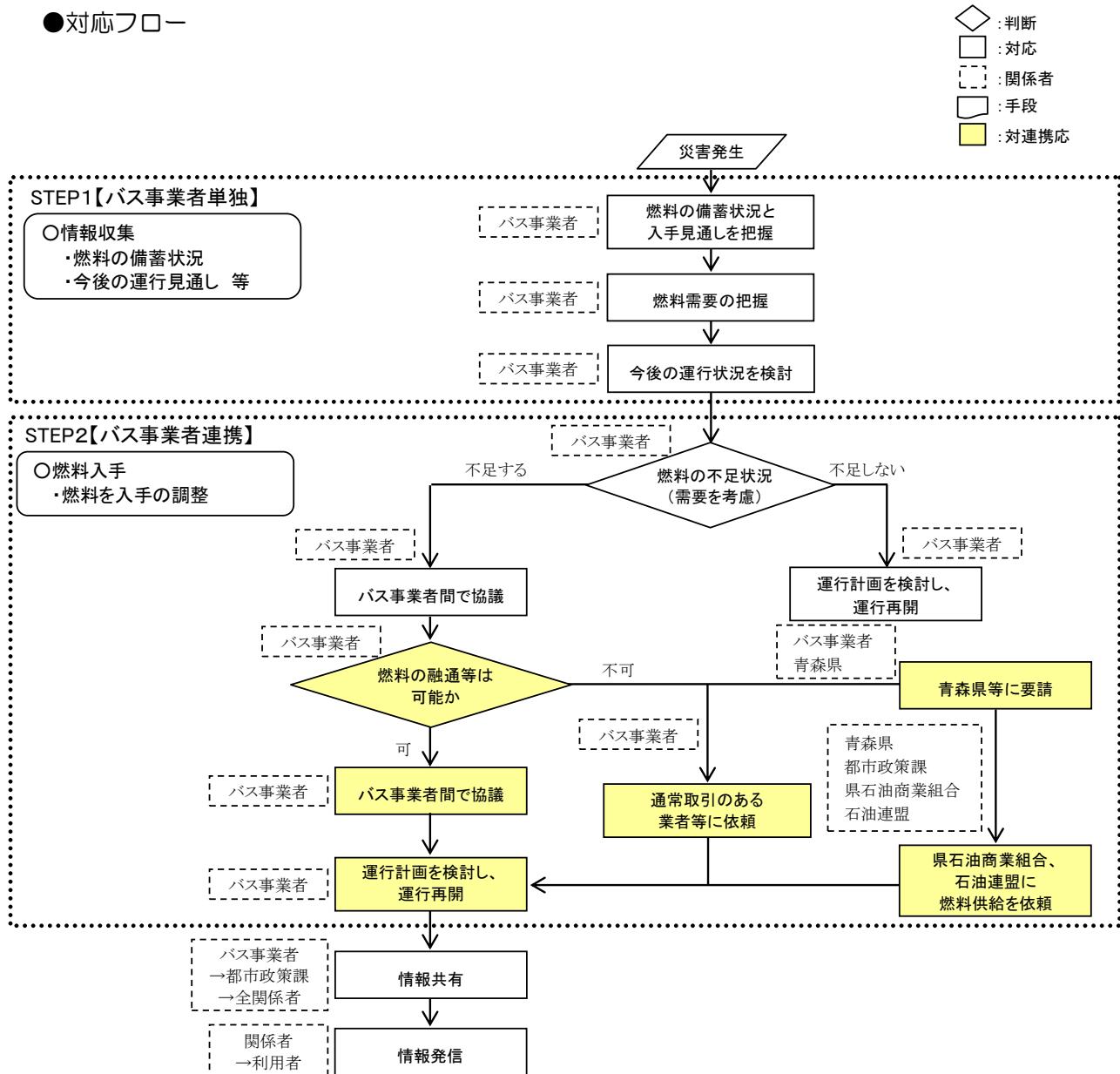
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●					●

⑪【交通資源の確保：燃料】燃料不足により、路線バスを運行できない

●事前に備えておくこと

- ・燃料の備蓄
- ・通常取引のある業者や青森県などと燃料の入手について協議できる関係の構築が必要

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
需要に対して燃料が不足し、事業者間の融通で解決する場合	P43
需要に対して燃料が不足し、事業者間の融通では解決しない場合	P43

【連携対応場面：需要に対して燃料が不足し、事業者間の融通で解決する場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の燃料が不足している状況に対し、バス事業者同士で融通する

バス事業者の対応

- ①バス車両の燃料不足状況を各バス事業者に連絡する。

○連絡事項

- ・燃料の必要量

- ②バス事業者間による協議

- ③バス車両の燃料不足に対する対応方法の決定

- ④入手した燃料で運行開始

【連携対応場面：需要に対して燃料が不足し、事業者間の融通では解決しない場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の燃料が確保できない状況に対し、広域的に燃料を確保する

バス事業者の対応	青森県等の対応	外部機関の対応
<p>①バス車両の燃料不足状況を青森県等に連絡する。</p> <p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・燃料の必要量 <p>⑥入手した燃料で運行開始</p>	<p>②青森県石油商業組合や石油連盟に連絡して、燃料供給を依頼</p> <p>⑤入手状況をバス事業者に連絡</p>	<p>③燃料の供給量等について検討</p> <p>④供給量等を青森県等に連絡し、発送の手配</p>

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- 行政が確保した燃料を他の緊急車両にも給油する条件でバス事業者に提供された。

項目名	燃料の確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・交通事業者は、交通危機管理行動要領に基づき、燃料を確保する。また、燃料が不足する場合には、都道府県・国等に確保を要請する。
災害時の想定	<p>理由・根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 製油所の被災や流通の停滞により、公共的交通サービスの提供等に必要な燃料が不足する可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> 燃料不足が一番苦労した点である。国、県などにお願いしたが、軽油は自衛隊や消防の緊急車両が優先され、確保できなかった。(岩手県交通) 交通事業者から燃料確保の要請があったが、十分な確保はできなかった。確保できた燃料も、ドラム缶で入ってきたものもあり、事業者によっては、バス営業所のタンクに移し替える必要があるなど、事業者の受け入れ体制と合わない場面もあった。(宮城県)

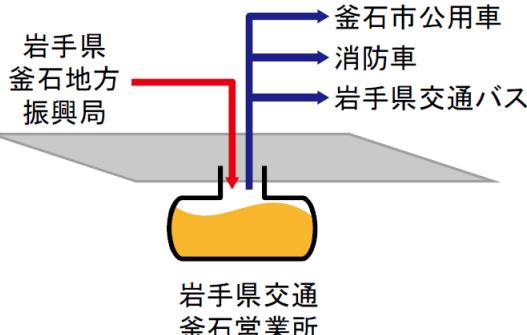
交通事業者の営業所を緊急車両の給油拠点として活用

岩手県、岩手県交通釜石営業所

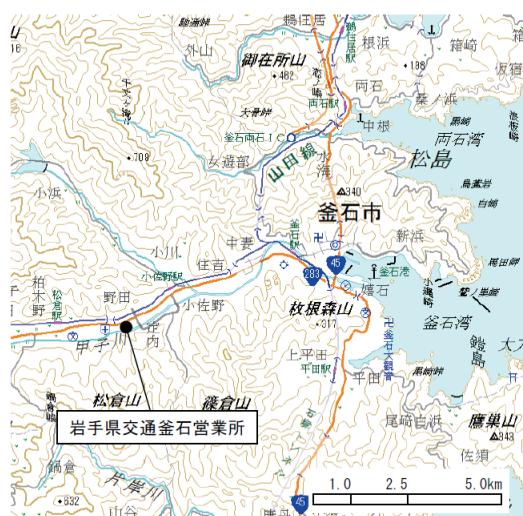
- 岩手県交通釜石営業所では、県の振興局に燃料の確保を要請したところ、他の緊急車両にも給油する条件で、営業所の燃料タンクに燃料が提供された。
- 燃料の提供は、発災後 1 週間後頃から始まり、3 日に 1 回程度、計 5 回提供された。
- バスの他、市や消防署の車両に対して、給油が行われた。

〈交通事業者の営業所を給油拠点として活用〉

(イメージ)



〈岩手県交通釜石営業所位置図〉



(資料：岩手県交通釜石営業所へのヒアリング結果)

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●					●

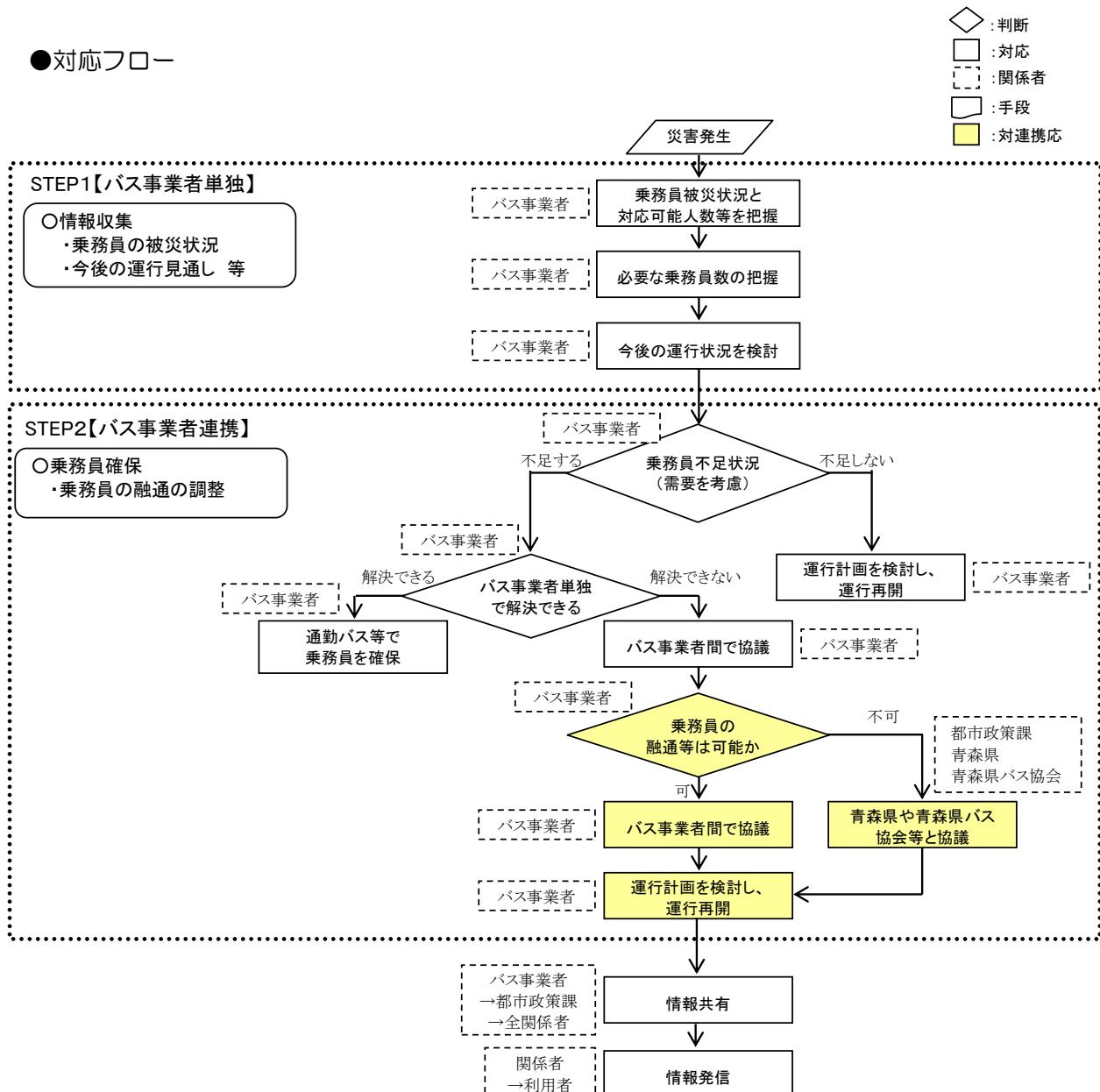
⑫【交通資源の確保：人】乗務員が被災またはマイカー通勤者の

燃料不足により通勤できず、乗務員が不足

●事前に備えておくこと

- 旅客自動車運送事業運輸規則36条の運転手の要件をクリアすることが必要
※以下に該当するものを選任してはならない。
 - 日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて試用される者、試みの試用期間の中の者、14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者
 - 青森県や青森県バス協会等と協議できる関係の構築が必要

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
乗務員不足に対し、事業者間の融通で解決する場合	P46
乗務員不足に対し、事業者間の融通では解決しない場合	P46

【連携対応場面：乗務員不足に対し、事業者間の融通で解決する場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の乗務員が不足している状況に対し、バス事業者同士で融通する

バス事業者の対応

- ①乗務員の不足状況を各バス事業者に連絡する。

- 連絡事項

- ・乗務員の必要人員

- ②バス事業者間による協議

- ③乗務員の不足に対する対応方法の決定

- ④運行開始

【連携対応場面：乗務員不足に対し、事業者間の融通では解決しない場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の乗務員が不足している状況に対し、広域的に職員を派遣する

交通事業者の対応	都市政策課の対応	外部機関の対応
<ul style="list-style-type: none">①乗務員の不足状況を行政関係者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none">○連絡事項 <ul style="list-style-type: none">・乗務員の必要人員 <ul style="list-style-type: none">⑥運行開始	<ul style="list-style-type: none">②青森県や青森県バス協会等に連絡して、乗務員について協議 <ul style="list-style-type: none">⑤乗務員の派遣状況をバス事業者に連絡	<ul style="list-style-type: none">③乗務員の派遣状況について協議 <ul style="list-style-type: none">④乗務員の派遣を都市政策課に連絡

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・車両の弾力的な運用だけでなく、乗務員の派遣等の弾力的な運用の必要性が示されている。

項目名	乗務員の確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・交通事業者は、燃料不足等により、乗務員が平常時の手段で通勤できない場合には、事前に検討した方法により通勤手段を提供し、乗務員を確保する。
災害時の想定	<p>理由・根拠</p> <ul style="list-style-type: none">・燃料不足や交通機関の運休により、平常時の手段で通勤できず、公共的交通サービスの提供等に必要な乗務員が不足する可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none">・燃料不足により、バスの運行だけでなくバスのドライバーや従業員の通勤にも影響がでた。そのためにバスを有効に運行できない状況であった。（東北運輸局）・ドライバーが何人出社できるのか分からなかったので、毎日ダイヤを改正した。車両の弾力的な運用（他社名義のバスでの運行等）だけでなく、ドライバーの派遣等の弾力的な運用があつても良かったのではないかと感じる。（宮城交通）

燃料不足の中で様々な方法により乗務員の通勤の足を確保

被災地の交通事業者

- ・東日本大震災の被災地では、燃料不足によりマイカー通勤者の出勤が困難になったことで、乗務員の確保が困難になった。
- ・これに対し、交通事業者は乗務員の通勤の足の確保のため、次のような対応を行った。

＜燃料不足時の通勤手段提供方法事例＞

交通事業者	内容
宮城交通	<ul style="list-style-type: none">・乗務員のための通勤バスを運行・ディーゼル車を貸し出し・融通の利くガソリンスタンドで、乗務員の車に燃料を提供
岩手県交通	<ul style="list-style-type: none">・ディーゼル車を購入し、貸し出し
南部バス	<ul style="list-style-type: none">・乗務員の通勤バスを運行（3/17～25）

（資料：宮城交通、岩手県交通、南部バスへのヒアリング結果）

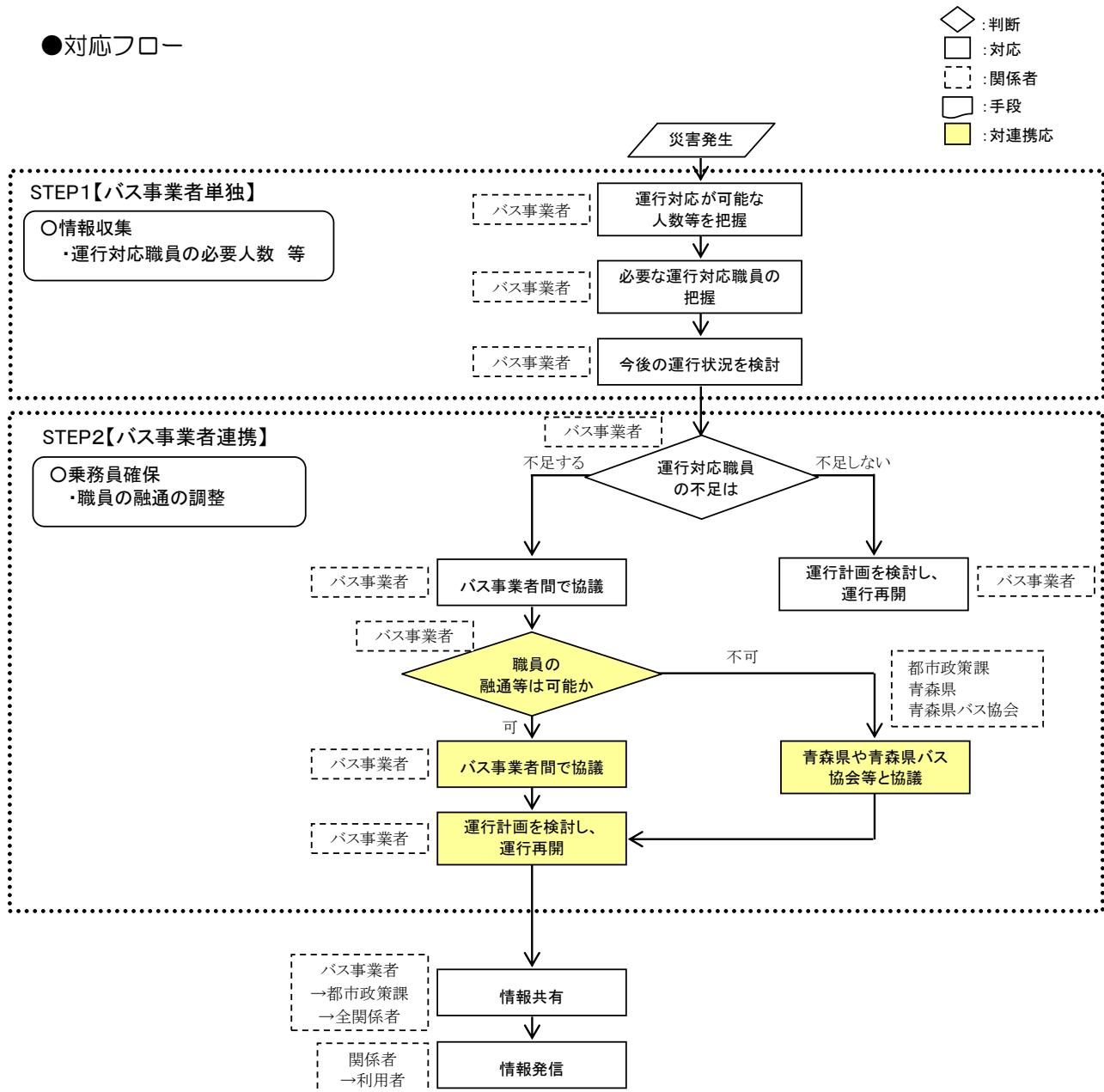
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●					●

⑬【交通資源の確保：人】職員が災害対応しており、運行にあたる職員が不足

●事前に備えておくこと

- ・道路運送法上の規制がないので、会社内の規定で定めることが必要
- ・青森県や青森県バス協会等と協議できる関係の構築が必要

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
職員不足に対し、事業者間の融通で解決する場合	P49
職員不足に対し、事業者間の融通では解決しない場合	P49

【連携対応場面：職員不足に対し、事業者間の融通で解決する場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の職員が不足している状況に対し、バス事業者同士で融通する

バス事業者の対応

- ①職員の不足状況を各バス事業者に連絡する。

○連絡事項

- ・職員の必要人員

- ②バス事業者間による協議

- ③職員の不足に対する対応方法の決定

- ④運行開始

【連携対応場面：職員不足に対し、事業者間の融通では解決しない場合】

●連携対応のポイント

- ・バス事業者の職員が不足している状況に対し、広域的に職員を派遣する

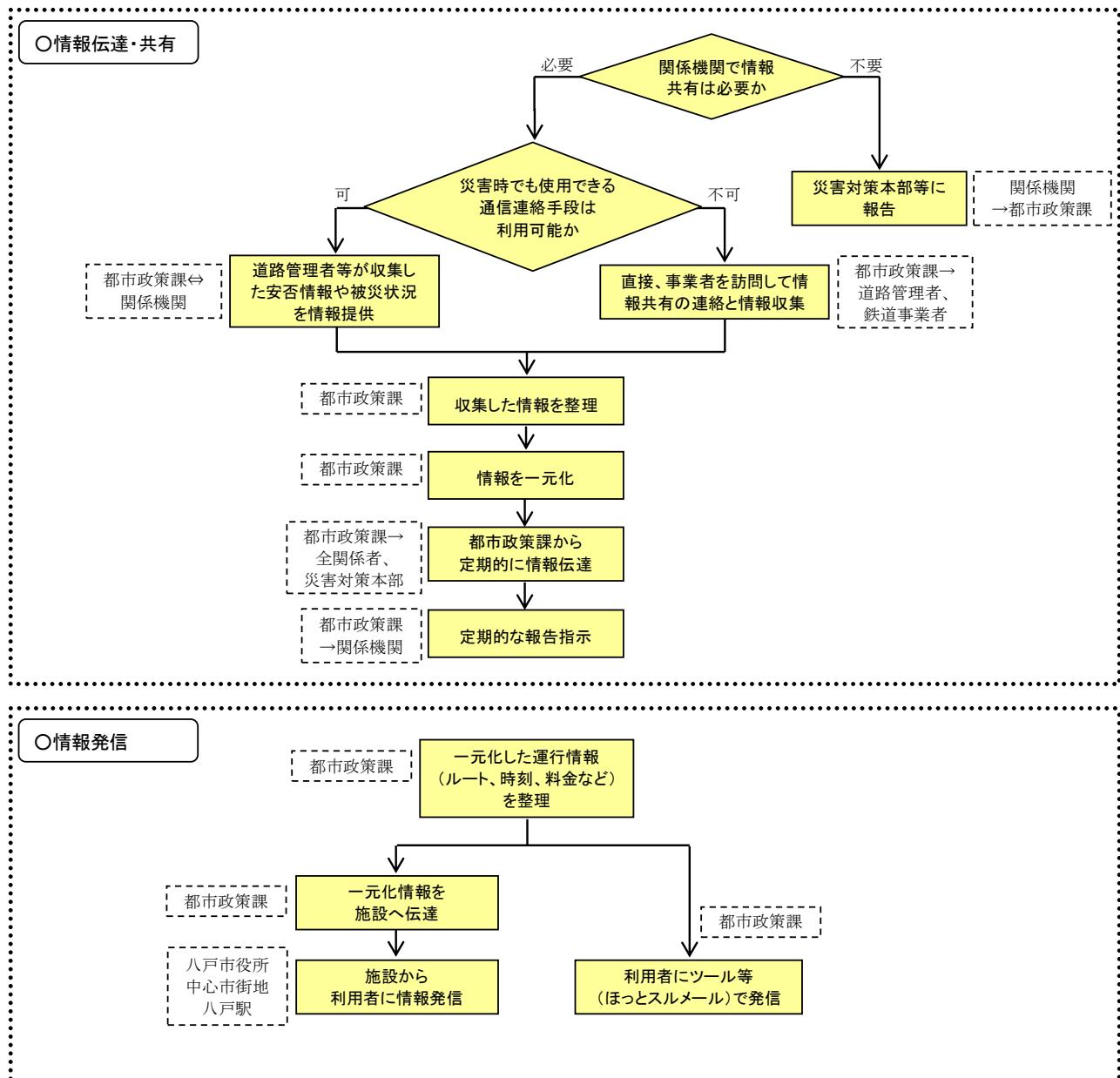
交通事業者の対応	都市政策課の対応	外部機関の対応
<p>①職員の不足状況を行政関係者に連絡する。</p> <p>○連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・職員の必要人員 <p>⑥運行開始</p>	<p>②青森県や青森県バス協会等に連絡して、職員について協議</p> <p>⑤職員の派遣状況をバス事業者に連絡</p>	<p>③職員の派遣状況について協議</p> <p>④職員の派遣を都市政策課に連絡</p>

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●	●	●	●	●

⑯交通に関する情報伝達、共有、発信

●事前に備えておくこと

- ・情報伝達訓練の実施
- ・災害時でも使用できる通信連絡手段の整備
- ・情報伝達・共有を行う基準の設定
- ・一元化した情報を発信する拠点やツールの整備



【情報伝達・共有・発信の考え方】

○情報伝達・共有・発信を行う基準

- ・行動指針を適用する基準となっている災害や被害（例：震度5弱以上の地震、津波警報が発表、風水害等の災害が広域にわたり発生、主要バス路線となっている幹線道路網や鉄道が寸断など）が発生した場合、情報連絡網に沿って情報伝達、共有を行い、利用者に情報発信を行う。
- ・災害や被害の発生後、各関係機関は、60分以内（勤務時間外は90分以内）に情報連絡網に沿って八戸市都市政策課等に1回目の状況連絡を行う。
- ・2回目以降の状況連絡を行うタイミングについては、災害の規模や状況に応じて八戸市都市政策課が判断し、関係機関に連絡する。
- ・情報連絡網に沿って、八戸市都市政策課が一元的に管理することを基本とする。
- ・情報連絡網に沿って、八戸市都市政策課に連絡するタイミングは、状況が変化した時とする。

○情報連絡網の運用の考え方

- ・情報連絡は、電話、FAX、メール等で連絡する。FAXやメール等の場合は「連絡様式」を活用する。
- ・毎年4月に各関係機関の情報連絡の担当部署、担当者、担当者のメールアドレスを決定し、八戸市都市政策課が情報連絡網を更新し、各関係機関に送付する。
- ・メールは、複数人に同時に配信できるメーリングリスト（ML）の活用を検討する。

※メーリングリスト（ML）とは

電子メールを使用したインターネット活用法で、複数人に同時に同じメールを配信できる仕組みのこと。
メーリングリスト宛の代表アドレスにメールを送ると、メーリングリストに登録されている全員に配信される。

○平常時に使用する通信連絡手段が使用できなくなった場合

- ・災害発生により平常時に使用する通信連絡手段（電話、FAX、メール等）が使用できなくなった場合は以下の手段で情報伝達を行う。
 - ◇発電機を使用し、PC等でメール送信
 - ◇直接訪問
 - ◇携帯電話
 - ◇非常用電話（ただし、現時点では八戸市都市政策課と八戸市交通部間の連絡のみ）

○利用者への情報発信の拠点やツール

- ・情報発信は、八戸市役所、中心市街地、八戸駅の3拠点から紙媒体等を活用して発信する。
- ・情報発信ツールとして、緊急時のメール送信サービスの「ほっとスルメール」等を活用する。

連絡様式（バス事業者用）

異常気象等による乗客・乗員、施設等への被害状況報告					
〔被害を及ぼした気象状態〕					
事業者名	(担当者名) (電話番号) (FAX番号)	影響(被害)を受けた日	年 月 日	【 第 報 】	
				報告日	月 日 時(月 日 時現在の状況)
					被害を受けた人 (該当に○)
乗 客 ・ 乗 員 ・ 従 業 員					
乗 客 ・ 乗 員 ・ 従 業 員					
乗 客 ・ 乗 員 ・ 従 業 員					
乗 客 ・ 乗 員 ・ 従 業 員					
乗 客 ・ 乗 員 ・ 従 業 員					
乗 客 ・ 乗 員 ・ 従 業 員					
被 害 を 受 け た 施 設・車 両 (該当に○)	被 害 状 況 (施設の場合は、損壊等の状況。車両の場合は状況及び車両数等)		復 旧 の 見 通 し (その他参考事項を記入のこと)		
施 設(道路) ・ 車 両					
施 設(道路) ・ 車 両					
施 設(道路) ・ 車 両					
施 設(道路) ・ 車 両					
施 設(道路) ・ 車 両					

連絡様式（鉄道事業者用）

異常気象等による路線への影響報告						
[影響を及ぼした気象状態]						
事業者名		(担当者名) (電話番号) (FAX番号)	影響(被害)を受けた日	年 月 日	報告日 月 日 時(月 日 時現在の状況)	
		【 第 報 】				
運 休 等 の 路 線				運休区間	鉄 軌 道 状 況 (損壊・冠水状況参考事項を記入)	復 旧 の 見 通 し (運行再開等の復旧の見通しを記入)
種別 (該当に○)	路線名	発 地	着 地			
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						
運休・ 間引き						

異常気象等による乗客・乗員、施設等への被害状況報告					
[被害を及ぼした気象状態]					
事業者名		(担当者名) (電話番号) (FAX番号)	影響(被害)を受けた日	年 月 日	報告日 月 日 時(月 日 時現在の状況)
		【 第 報 】			
被害を受けた人		被 害 を 受 け た 場 所 (車内の場合は路線名・地点、鉄道駅等の場合は駅名・所在地)	負 傷 者 の 状 況 (○名中、重傷者○名、軽傷者○名等)		現 在 の 状 況 (重傷者○名中、○名が○○病院に入院、軽傷者○名中、○名が○○病院で治療を受けた後、帰宅等)
乗客	・ 乗員	・ 従業員			
乗客	・ 乗員	・ 従業員			
乗客	・ 乗員	・ 従業員			
乗客	・ 乗員	・ 従業員			
乗客	・ 乗員	・ 従業員			
乗客	・ 乗員	・ 従業員			

被害を受けた施設・車両 (該当に○)	被 害 状 況 (駅や鉄軌道の場合は損壊等の状況。車両の場合は状況)	復 旧 の 見 通 し (その他参考事項を記入のこと)	
駅	・ 鉄軌道	・ 車両	
駅	・ 鉄軌道	・ 車両	
駅	・ 鉄軌道	・ 車両	
駅	・ 鉄軌道	・ 車両	
駅	・ 鉄軌道	・ 車両	

連絡様式（タクシー事業者用）

異常気象等による乗客・乗員、施設等への被害状況報告

[被害を及ぼした気象状態]

事業者名	(担当者名) (電話番号) (FAX番号)		影響(被害)を受けた日	年 月 日	【 第 報 】	
					報告日	月 日 時(月 日 時現在の状況)
被害を受けた人 (該当に○)	被 害 を 受 け た 場 所 (車内の場合は地点、営業所等の場合は施設名・所在地)	負 傷 者 の 状 況 (○名中、重傷者○名、軽傷者○名等)			現 在 の 状 況 (重傷者○名中、○名が○○病院に入院、軽傷者○名中、○名が○○病院で治療を受けた後、帰宅等)	
乗客・乗員・従業員						
乗客・乗員・従業員						
乗客・乗員・従業員						
乗客・乗員・従業員						
乗客・乗員・従業員						
乗客・乗員・従業員						
施設・車両 (該当に○)	被 害 状 況 (施設の場合は、損壊等の状況。車両の場合は状況及び車両数等)			復 旧 の 見 通 し (その他参考事項を記入のこと)		
施設・車両						
施設・車両						
施設・車両						
施設・車両						
施設・車両						

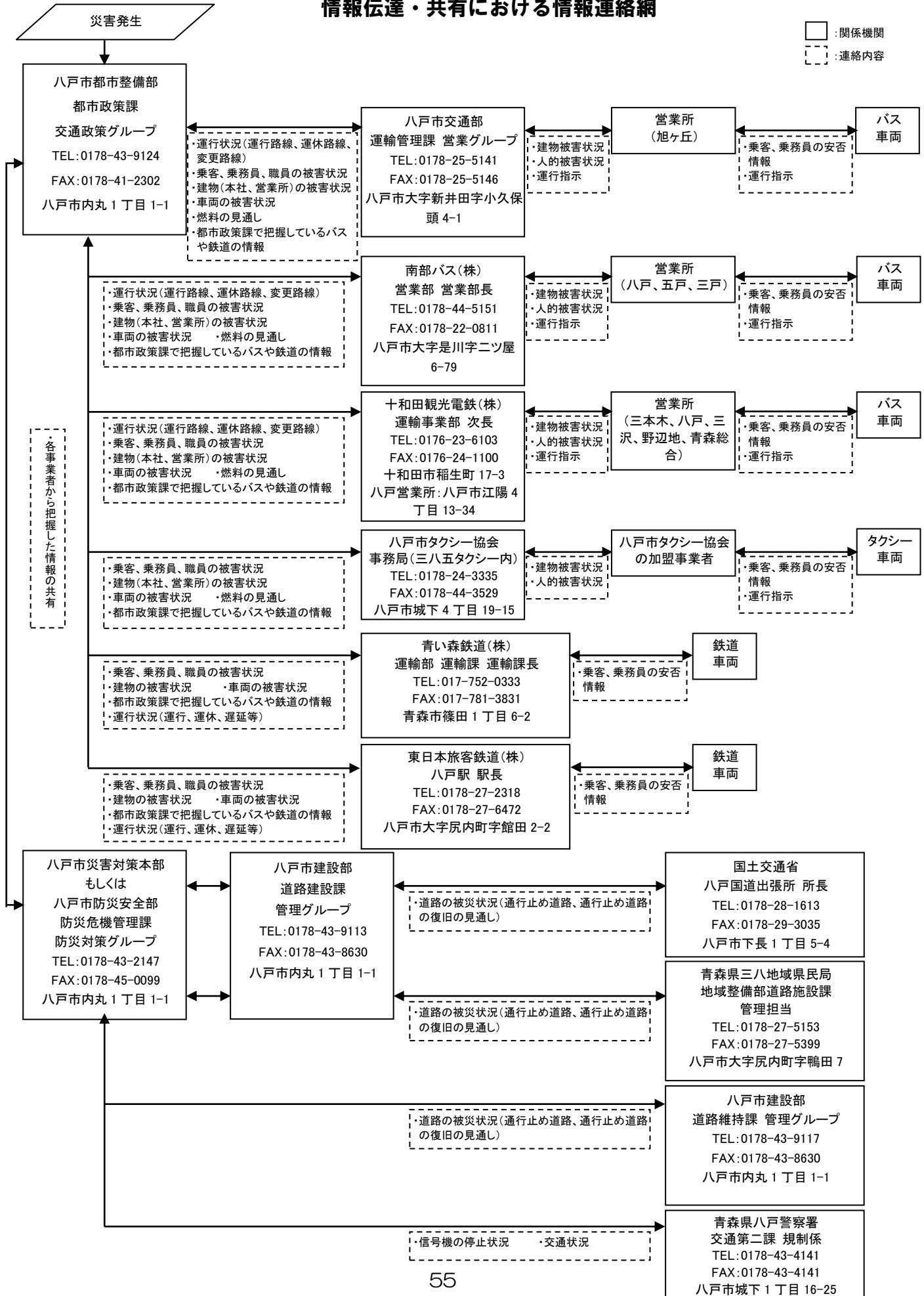
連絡様式（道路管理者、交通管理者用）

異常気象等による道路交通への影響報告

[影響を及ぼした気象状態]

事業者名	(担当者名) (電話番号) (FAX番号)		影響(被害)を受けた日	年 月 日	【 第 報 】	
					報告日	月 日 時(月 日 時現在の状況)
運 休 等 の 系 統	交通規制内容		交通規制区間	路線名	道 路 状 況	復 旧 の 見 通 し
種別(該当に○)						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						
通行止め・片側通行・その他						

情報伝達・共有における情報連絡網



【連携対応事例】

●工夫のポイント

- 平常時の通信・連絡手段が使用できない状況の中で、防災無線や携帯電話が役に立った。

項目名	通信・連絡手段の確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none">市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、関係機関との通信・連絡手段を確保する。
災害時の想定	<p>理由・根拠</p> <ul style="list-style-type: none">通信障害や停電により、平常時の通信・連絡手段が利用できない可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none">3/11、12は電話などが一切通じず、外部への連絡が全くできない状況であった。被災等の状況が分からぬことが一番不安な状態であるため、情報手段がない中で、市町村や事業者と密に連絡を取るための情報網の整備が必要である。(宮城県)災害直後は電話が繋がらず、職員が現場に出る際は防災無線を携帯させた。携帯電話が通じるようになってからは、個人の携帯電話が役に立った。(釜石市)発災直後は、沿岸部の事業所とも連絡が取れたが、その後、津波により携帯電話の基地局が被災したため、連絡が取れなくなった。(岩手県交通)

固定電話が通じない中で無線や携帯電話を活用

被災地の自治体、バス事業者

- 東日本大震災では、停電や基地局の被災により固定電話が通じなくなり、通信手段の確保が大きな課題だった。
- こうしたなかで、代替手段として無線が活用された。バス事業者においては、車両に装備した無線を活用した事例も多い。
- また、携帯電話は固定電話と比較して使用できる状態であったことから、関係機関内外の通信手段として活用された。

【無線の活用】

○宮城交通

- 震災翌日の3/12に、車載の簡易無線により通信が可能な貸切車両を仙台市内とその周辺の各営業所に配備し、安否確認・被災状況・出勤状況等を把握した。
- 簡易無線の通信範囲は数十キロと限られることから、遠方の営業所については、周辺の営業所を介して連絡を行った。

【携帯電話の活用】

○岩手県

- 発災直後から、交通事業者に被災状況、運行状況を確認するため電話をした。固定電話は全く通じない状況であったが、個人の携帯電話には、通信状況が悪かったものの、繋がることがあった。
- 運行状況、被災状況等が収集できることから、各社のバスが集まるバスセンターへ行き、バスセンターで待機するドライバーに状況を聞いたり、事業者の担当者等の携帯電話の番号を教えてもらったりした。
- 翌日以降は、個人の携帯電話を中心に交通事業者に連絡し、被災状況、運行状況が徐々に入手できるようになってきた。

○宮城県バス協会

- 宮城県バス協会では、会員事業者の非常時の緊急連絡先を定期的(年1回)に調査している。
- 一部の事業者は携帯電話番号を届けており、発災後の連絡に役に立った。

(資料:宮城交通、岩手県、宮城県バス協会へのヒアリング結果)

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・道路の被災状況は現地確認が主となっているが、早急な情報収集の必要性が示されている。

項目名	交通情報等の収集・伝達
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、交通情報等を収集し、関係機関と共有する。
災害時の想定	理由・根拠
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・被害・復旧状況に応じた迅速で的確な対応を図るために、関連する様々な情報が必要となる。 ・被災者のニーズは、災害対策本部に集まるものや市民課に寄せられる意見から把握した。また、交通事業者に直接入る要望もあり、打合せで随時確認し、路線・ダイヤ等の見直しを協議した。（釜石市） ・道路の状況は、交通量の少ない夜間と早朝に2人ペアで現地を確認した。道路の被害状況については、情報が欲しかった。早く道路の状況確認ができていれば、それだけ早く運行できたのではないだろうか。（宮城交通）

【連携対応事例】

●工夫のポイント

- ・被災後の地域住民への公共交通の情報提供手段として臨時の広報誌を活用している。
- ・また、別の事例では、路線バス、高速バス、新幹線、飛行機等の情報を一元化して提供している。

項目名	地域住民等への交通情報等の提供
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、地域住民等に交通情報等を提供する。 ・また、市町村は、関係機関の情報を集約し、一元的な情報提供も行う。
災害時の想定	理由・根拠
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時と異なる交通サービスの提供や移動需要の発生により、地域住民等の交通情報等へのニーズが高まる。 ・（事業者別の対応では各自の対応となってしまうので）第三者的機関が事業者や交通モードの区別なく公共交通情報を総合的にまとめて出すことが望ましい。（八戸市） ・運行時間帯が頻繁に変わっていたので、「明日はどうなるのか」という問合せが多くかった。また、ホームページを見ても、普段バスを利用しない人には理解しにくいので電話で問合せがある。（八戸市）

臨時の広報等により被災者に情報提供

被災自治体

- 被災自治体では、臨時の広報等を発行し、被災者に被災状況や生活情報とともに、交通情報も提供した。
- 岩手県釜石市では、入浴施設と移動手段を併せて提供している。
- 宮城県気仙沼市では、手書きの図によりバスの経路情報を提供している。

<釜石市災害対策本部情報 (4/1) >

16 風呂設置しました
石鹼、シャンプーは災害対策本部が用意します。タオルはご持参ください。

(1) 自衛隊の風呂
自衛隊第7師団第7後方支援連隊(北海道)では、教育センター裏駐車場西側(鈴子町)にお風呂(男女別)を設置しています。※ どなたでもご利用できます。
○名称 「すずらんの湯」 ○利用時間 12時から21時まで

(2) 製鐵所の風呂
新日鐵釜石製鐵所の線材工場の大浴場を順次、避難所の方々にご利用いただけます。
○利用時間 11時から17時まで(1時間ごとに男女入替)
○利用対象 避難所にいる方々(入浴対象の避難所は、前日に災害対策本部が決定し連絡します。)
○移動手段 災害対策本部が用意するバスで移動していただけます。
○1回の入浴人数 50人

(3) 遠野市からの協力
遠野市から「たかむろ水光園」の入浴場を、避難所の方々に提供していただいています。
○利用対象 避難所にいる方々(入浴対象の避難所は、前日に災害対策本部が決定し連絡します。)
○移動手段 災害対策本部が用意するバスで移動していただけます。
○1回の入浴人数 70人

17 無料公衆電話設置
NTT東日本では、シーブラザ釜石、第一幼稚園、栗林小学校など避難所各所に無料特設公衆電話を設置しています。

<気仙沼市から各避難所の皆様へお知らせ (3/22 配布) >

このチラシは、当分の間掲示願います

市内病院巡回バス

【ケーワンツーピー ⇄ 一本杉】

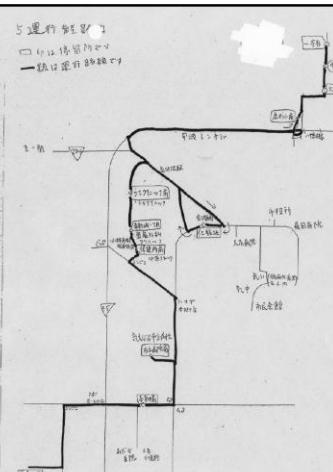
1 運行路線・時刻

バス終点	時刻	バス終点	時刻
ケーワンツーピー	07:00 14:00	一本杉(東)	07:50 14:50
柴田病院 (メガネの相談窓口)	07:05 14:05	中央理	08:51 14:51
市立病院前	07:08 14:08	大森	09:52 14:52
保健所前	07:12 14:12	東山里	09:53 14:53
東山里二丁目	07:18 14:18	東山里(相談窓口)	10:10 15:10
東山里三丁目前	07:20 14:20	うわき二丁目前	10:15 15:15
うわき二丁目前	07:14 14:14	東山里二丁目前	10:17 15:17
花柱前	07:20 14:20	保健所前	10:18 15:18
市立病院前(メガネの相談窓口)	07:37 14:37	柴田病院	10:22 15:22
大根	07:38 14:38	市立病院前 (メガネの相談窓口)	10:25 15:25
中央橋	07:39 14:39	ケーワンツーピー(東)	10:30 15:30
一本杉(東)	07:44 14:40		

2 実施日 3月22日(火)から当面の間
平日(月~金曜日)のみ運行

3 料金 無料

4 運行 個ミヤコーバス



各交通機関の運行状況を一元的に情報提供

八戸中心街ターミナルモビリティセンター

- ・八戸市では、震災直後から2日間停電となり、テレビやインターネット等を通じての情報収集がほとんどできない状態となった。
- ・路線バスの情報案内を行う「八戸中心街ターミナルモビリティセンター」では、バス停に掲示された情報やバス事業者・旅行会社に直接出向いて入手した交通機関の運行情報を分かりやすく加工・図化し、モビリティセンターで提供した。
- ・観光客など来訪者からの帰宅手段に関する問い合わせも多く、地域内の路線バスだけでなく、高速バス、飛行機や新幹線などの広域的な交通機関の情報も提供した。

<写真 八戸中心街ターミナルモビリティセンターにおける情報提供の様子>



(資料:八戸市へのヒアリング結果、写真は(社)北海道開発技術センター提供)

「八戸中心街ターミナルモビリティセンター」(略称:モビセン)とは…

- ・八戸市の緊急雇用創出事業のひとつである「地域生活交通再生ミッションナリー育成・活動事業」の活動拠点として、中心市街地の空き店舗を活用し、平成22年10月に設置された。
- ・市の委託事業として、路線バスに関する総合的なモビリティ・マネジメント(路線・運賃・ダイヤに関する情報提供、利用促進活動、乗降支援アテンダント、アンケート調査等)を実施するほか、運営主体である(社)北海道開発技術センターの自主事業として、回数券や企画乗車券の販売などを行っている。

